



# 令和3年度宮城県公立学校 教員採用候補者選考要項

宮城県教育委員会

新型コロナウイルス感染症拡大のため、内容の変更等が予想されます。宮城県公立学校教員採用情報 Web ページ（巻末参照）を定期的にご覧いただきますよう、お願いいたします。

令和3年度（令和2年実施）宮城県公立学校教員採用候補者選考（仙台市立学校を除く）を次のとおり行います。

## I 出願期間・選考試験の期日等

### 出願期間

令和2年4月20日（月） 午前9時～

令和2年5月15日（金） 午後5時

※原則としてインターネットによる電子申請は、出願最終日の午後5時までに完了してください。

※電子申請利用者IDを取得後、電子申請をしてください。

### 第1次選考

令和2年7月18日（土）

### 第2次選考

令和2年9月3日（木）～5日（土）、10日（木）～13日（日）のうちの1日

令和2年9月12日（土）※実技試験

## II 昨年度からの主な変更点

### (1) 小学校実技試験の廃止

小学校実技試験を廃止します。

### (2) 宮城県元職特別選考の実施

宮城県の公立学校で本務教員として36月以上の勤務経験があり、出願時点で退職後10年以内の者について、第1次選考の筆記試験（専門、教養）を免除します。適性検査は受検が必要です。

### (3) 他県等現職者特別選考の実施

宮城県以外の自治体において、出願時に学校教育法第1条に定められた学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭として継続して24月以上勤務している者について、第1次選考の筆記試験（専門、教養）を免除します。適性検査は受検が必要です。

### (4) 教職経験者特別選考の変更（要件の緩和）

現在実施している「教職経験者特別選考」を変更し、該当者の枠を拡大します。

### (5) 高等学校「地理歴史」「公民」出願者に対する加点措置

高等学校「地理歴史」出願者で「公民」の普通教員免許取得あるいは取得見込みの者、または「公民」出願者で「地理歴史」の普通教員免許状の取得、あるいは取得見込みの者に、第1次選考に5点を加点することとします。

### (6) 総合ランク「Cランク」の受験者に対する追加合格制度

教員採用候補者選考の10月下旬の名簿登載者発表にて「Cランク」となった受験者を対象として、教員需給上名簿登載者の追加が必要となった場合、追加合格にできる制度を導入します。

### Ⅲ 募集校種・採用枠・採用予定人数

校種・職種・採用枠等		教科（科目）・要件等	志願に必要な免許状	採用予定人数
小学校	一般枠	* 地域枠，特別支援学校枠，英語枠の併願はできません。	小学校の教諭の普通免許状	<b>230名程度</b> (うち 地域枠気仙沼4名， 地域枠東部5名， 特別支援学校枠10名， 英語枠10名)
	地域枠（気仙沼・東部）		小学校の教諭の普通免許状	
	英語枠		小学校の教諭の普通免許状と中学校，高等学校いずれかの外国語（英語）の教諭普通免許状の両方	
	特別支援学校枠		小学校の教諭の普通免許状と特別支援学校の教諭の普通免許状の両方	
中学校	一般枠	国語，社会，数学，理科，技術，英語	志願教科の中学校の教諭の普通免許状	<b>120名程度</b> (うち特別支援学校枠で採用可能な教科若干名)
	特別支援学校枠		志願教科の中学校の教諭の普通免許状と特別支援学校の教諭の普通免許状の両方	
中・高	一般枠	保健体育，音楽，美術，家庭 * 保健体育，音楽，美術，家庭については，中学校，高等学校の区別なく一括しての採用となります。	志願教科の中学校の教諭，高等学校の教諭のいずれか，あるいは両方の普通免許状	中学校，高等学校の採用予定人数に含む (うち特別支援学校枠で採用可能な教科若干名)
	特別支援学校枠		志願教科の中学校の教諭，高等学校の教諭いずれか，あるいは両方の普通免許状と特別支援学校の教諭の普通免許状の両方	
高等学校	一般枠	国語，地理歴史（日本史，世界史，地理），公民，数学，理科（物理，化学，生物，地学），農業，工業（機械，電気・電子，工業化学，建築），商業，水産（航海系），看護，情報，福祉，英語	志願教科（科目）の高等学校の教諭の普通免許状（情報出願者は情報の普通免許状と情報以外の高等学校の教諭の普通免許状の両方）	<b>90名程度</b> (うち特別支援学校枠で採用可能な教科若干名)
	特別支援学校枠		志願教科（科目）の高等学校の教諭の普通免許状（情報出願者は情報の普通免許状と情報以外の高等学校の教諭の普通免許状の両方）と特別支援学校の教諭の普通免許状の両方	
養護教諭		* 養護教諭については，校種の区別なく一括しての採用となります。	養護教諭の普通免許状	若干名
栄養教諭	栄養教諭A	宮城県内（仙台市立を除く）の公立学校で現に本務栄養職員として勤務している者	栄養教諭の普通免許状	若干名
	栄養教諭B	栄養教諭A以外の者 * 栄養教諭については，A・Bいずれの出願者も校種の区別なく一括しての採用となります。	栄養教諭の普通免許状	

### 【各採用枠について】

以下の通り要件に合致する場合には各採用枠で応募することができます。

- ・地域枠（気仙沼・東部）：気仙沼教育事務所管内、東部教育事務所管内で、採用後10年程度勤務することを希望する方。
- ・英語枠：小学校教諭として、将来、英語指導について学校の中心となって活躍することを希望する方。
- ・特別支援学校枠：特別支援学校を中心に専門的な指導を行うことを希望する方。（※他学校種で勤務することもあり得ます。）

### 【留意事項】

- \* 採用予定人数は、令和2年4月11日現在の見込み数であり、実際の採用人数とは異なる場合があります。
- \* 小学校の地域枠（気仙沼、東部）、英語枠、特別支援学校枠、また、中学校、中・高、高等学校の特別支援学校枠の志願者は第2次選考から各出願枠で選考を行います。各出願枠の選考から漏れた場合、出願校種・教科の一般枠での選考対象となります。
- \* 中学校、中・高、高等学校の特別支援学校枠は採用予定人数により、可能な教科において選考を行います。特別支援学校枠での採用を行わない教科については第2次選考では全員が一般枠での選考となります。
- \* 特別支援学校への採用を希望する場合でも、小学校、中学校、中・高、高等学校のいずれかの校種を選び、そのうちの特別支援学校枠での出願となります。ただし、必ずしも特別支援学校への勤務になるとは限りません。
- \* 日本国籍を有しない者を採用する場合は、『期限を附さない講師』としての任用となります。

## IV 選考種別・選考内容

- ・教職経験がある等の特定の要件を満たす方は、1次選考の一部試験が免除となる等の優遇措置があります。
- ・Ⅲで示すどの校種、どの採用枠で応募する場合であっても、各選考種別に優遇措置を受けることが可能です。以下に示す要件をよく確認のうえ、合致する選考種別で出願してください。
- ・各選考種の対象者であっても、一般選考に出願することは可能ですが、各選考種と一般選考など複数の選考種を同時に申し込むことはできません。

選考種別	1次選考内容	2次選考内容
一般選考	適性検査・筆記試験（専門・教養）	「p. 10～11」で示すとおり
教職経験者特別選考	適性検査・筆記試験（専門）	
他県等現職者特別選考	適性検査	
宮城県元職特別選考	適性検査	
障害者特別選考	適性検査・筆記試験（専門・教養）	
前年度の教員採用候補者選考の第2次選考において、総合ランク「C」の受験者	適性検査	

### (1) 教職経験者特別選考について

次の1)、2)、3)のうちいずれかに該当する者

- 1) 平成29年4月1日から令和2年5月15日（出願時以前3年間）までの期間に、**県立又は宮城県の市町村立の学校（仙台市立学校を除く）**で常勤講師、代替養護教諭又は代替栄養教諭としての経験が**通算12月以上ある者**で、出願時に県立又は宮城県の市町村立の学校（仙台市立学校を除く）の常勤講師<sup>(注1)</sup>、非常勤講師<sup>(注2)</sup>、実習助手、寄宿舎指導員、代替養護教諭、代替栄養教諭、代替実習助手又は代替寄宿舎指導員のいずれかとして勤務している者。（休業等の取得者を除く）

- 2) 平成29年4月1日から令和2年5月15日（出願時以前3年間）までの期間に、**国内の国公立学校**で常勤講師、代替養護教諭又は代替栄養教諭としての経験が**通算24月以上**ある者で、**出願時に宮城県内・仙台市内の国公立学校の常勤講師（注1）、非常勤講師（注2）、実習助手、寄宿舎指導員、代替養護教諭、代替栄養教諭、代替実習助手又は代替寄宿舎指導員のいずれかとして勤務している者。**（休業等の取得者を除く）
- 3) **出願時に学校教育法第1条に定められた学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭に継続して24月以上勤務している者。**（休業等の取得者を除く）

（注1）常勤講師の中には、宮城県内の市町村が小・中学校で臨時的任用をしている教育職員（採用条件として教員の免許状の所有を定め、勤務時間が1週あたり38時間45分以上の者）を含みます。

（注2）非常勤講師については、採用条件として教員の免許状の所有を定めているものとします。

- ※ 1) や2) の常勤講師等の経験は、受験予定の学校種と同一の学校種である必要はありません。例えば**特別支援学校での常勤講師等の勤務経験のある者も小学校、中学校などに**出願することができます。
- ※ 3) と以下の(2)の要件の違いは、3)は受験予定の学校種と同一の学校種で勤務していなくても良いのに対し、(2)は受験予定の学校種と同一の学校種で勤務している必要があることです。

## (2) 他県等現職者特別選考について

宮城県以外の自治体において、出願時に学校教育法第1条に定められた学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭として継続して**24月以上勤務している者。**

- ※ ただし、**受験予定の学校種と同一の学校種であること。**たとえば現在小学校に勤務している本務教員が、中学校区分に出願することはできません。また、他県の特別支援学校区分で採用された者が、小学校、中学校、中・高又は高等学校に出願することはできません。

## (3) 宮城県元職特別選考について

宮城県内の公立学校で本務教員として36月以上の勤務経験があり、出願時点で退職後10年以内の者。

- \* 36月以上の勤務経験は、**受験予定の学校種と同一であること。**たとえば小学校にて勤務をしていた者が、中学校区分に出願することはできません。ただし、たとえば宮城県の小学校採用として名簿登載された者が、特別支援学校で採用され36月以上小学部で任用された経験があれば、小学校に出願することができます（中学校採用等も同様）。

## (4) 障害者特別選考について

- 身体障害者手帳（1～6級）、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳（以下障害者手帳等という。）の交付を受けている者。ただし、手帳等に有効期限が記されているものについては、出願時に有効期限内であること。採用予定人数は若干名を予定しています。

### 【留意事項】

- \* 「障害者特別選考」は宮城県内会場での実施となります。

## (5) 前年度の教員採用候補者選考の第2次選考において、総合ランク「C」の受験者について

- 前年度の宮城県公立学校教員採用候補者選考第2次選考において、名簿登載にならなかった総合ランク「C」の受験者は、今年度の選考に限り、第1次選考の筆記試験（専門・教養）を免除し適性検査のみとします。ただし、前年度の採用選考で受験した校種・職種・教科と同一の出願に限りです。出願時に、令和3年度宮城県公立学校教員採用候補者選考の「**出願者名票**」と「**前年度の結果通知書の写し**」を必要書類として提出・申請した受験者に限りです。

## 選考種別の選択例

【例①】現在、宮城県以外の公立小学校で3年間、教諭として勤務しており、小学校教諭の1種免許状・中学校教諭の英語1種免許状の両方を取得している教諭が小学校区分を志望する場合。採用時の校種は小学校区分であった。 (受験予定の学校種と <b>同一</b> の学校種で採用・勤務)		
<b>校種・職種・採用枠</b>	<b>選考種別</b>	<b>第1次選考の内容</b>
小学校・英語枠を志願	<u>他県等現職者特別選考</u> への出願が可能	適性検査
【例②】現在、〇〇市（県外）の公立小学校で5年間、勤務しており、小学校教諭の1種免許状・知的障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭の2種免許状の両方を取得している教諭が小学校区分を志望する場合。採用時の校種は特別支援学校区分であった。(受験予定の学校種と <b>異なる</b> 学校種で採用・勤務)		
<b>校種・職種・採用枠</b>	<b>選考種別</b>	<b>第1次選考の内容</b>
小学校・特別支援学校枠を志願	<u>教職経験者特別選考</u> への出願が可能	適性検査・筆記試験（専門）

## V 出願資格

### (1) 受験者全員(次の1)～4)のすべての事項に該当する者)

- 1) 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者。
- 2) 令和3年4月1日時点で有効である志願する採用校種及び教科(科目)の普通免許状を有する者又は令和3年3月31日までに取得見込みの者。
- 3) 昭和36年4月2日以降に生まれた者。(令和3年4月1日時点で年齢が60歳未満である者)
- 4) 県内どこにでも勤務できる者。

### (2) 各選考の出願資格等 (受験者全員に該当する出願資格に加えて、以下の事項に該当する者)

小学校を志願する場合	クロール又は平泳ぎのいずれかの泳法で25m以上泳ぐことができる者。
小学校地域枠(気仙沼, 東部)を志願する場合	出願した教育事務所管内に採用後10年間程度勤務できる者。 *気仙沼教育事務所管内(気仙沼市・南三陸町) *東部教育事務所管内(石巻市・女川町・東松島市・登米市)
小学校の英語枠を志願する場合	小学校の教諭の普通免許状と中学校, 高等学校いずれかの外国語(英語)教諭の普通免許状の両方を有する者又は令和3年3月31日までに両方を取得見込みの者。
特別支援学校枠を志願する場合	小学校の教諭及び中学校, 中・高, 高等学校の出願する校種・教科の教諭の普通免許状と特別支援学校の教諭の普通免許状の両方を有する者又は令和3年3月31日までに両方を取得見込みの者。
中・高を志願する場合	志願教科の中学校の教諭, 高等学校の教諭 <u>いずれか</u> , あるいは両方の普通免許状を有する者又は令和3年3月31日までに <u>いずれか</u> , あるいは両方を取得見込みの者。
高等学校の水産(航海系)を志願する場合	水産又は商船の教諭の普通免許状に加え, 船舶職員及び小型船舶操縦者法に定める三級以上の海技士資格(航海)を有していることが望ましい。出願時に, 航海系志願者で海技士資格(航海)取得もしくは取得見込みの者は願書の資格取得欄に「〇級海技士資格(航海)」と記入すること。
高等学校の情報を志願する場合	情報の教諭の普通免許状と他の教科の高等学校の教諭の普通免許状の両方を有する者又は令和3年3月31日までに両方を取得見込みの者。なお, 採用後は情報を主に担当するが, 情報以外の所有免許状の授業を担当することもある。
高等学校の看護を志願する場合	看護の教諭の普通免許状を取得している者又は令和3年3月31日までに取得見込みの者。また, 次の①・②のいずれかの要件を満たしている者も出願できる。 ① 看護師, 保健師, 又は助産師(以下, 「看護師等」という。)の免許証を有し, 出願の時点で看護師等として3年以上業務に従事した経験を持つ者で, 教育職員免許法第5条第1項各号のいずれにも該当せず, 特別免許状 <sup>(注1)</sup> 取得の意志を有する者。 ② 専門的な知識や技能を有し, 看護師等を養成する高等学校, 短期大学及び大学において, 看護に関する授業に携わった経験 <sup>(注2)</sup> を有する者で, 教育職員免許法第5条第1項各号のいずれにも該当せず, 特別免許状 <sup>(注1)</sup> 取得の意志を有する者。 <sup>(注3)(注4)</sup> <b>(注1)</b> 特別免許状は, 教育職員免許法第5条第3項, 第4項に基づき, 教育職員検定に合格した者に授与される。(教育職員検定は書類審査及び面接により行う。)出願にあたっては, <b>VI 出願手続きの(2) 出願時に必要な書類</b> の「高等学校看護に出願する者」によること。上記の①, ②により出願し, 名簿登載された者は, 速やかに宮城県教育委員会に対し特別免許状の申請手続きをすることとする。申請の際の提出書類は, 別紙「特別免許状申請に関する提出書類について」を参照すること。手続きにかかる費用は自己負担とする。なお, 検定の結果不合格となった場合には, 名簿登載を取り消す。 <b>(注2)</b> 期間として最低1学期間以上にわたって携わり, 授業時間を含む勤務時間の合計が600時間以上の経験に限る。 <b>(注3)</b> 上記①, ②以外に, 看護に関するこれまでの経歴等により, 出願を認める場合があるので, 該当者は <b>出願前に必ず宮城県教育庁教職員課担当(022-211-3637)に問い合わせること。</b> <b>(注4)</b> 上記①, ②について, 特別免許状を取得する際に, 業務に従事した経験や授業に携わった経験をその経験を積んだ所属先から在職証明, 職名, 業務内容, 職務の状況等を詳細に記載した証明を受ける必要がある

## VI 出願手続

### (1) 出願方法, 出願期間

1) 出願方法：出願は、原則として「電子申請」です。

宮城県教育庁教職員課の Web ページからの出願になります。申請にあたっては宮城県教育庁教職員課 宮城県公立学校教員採用情報 Web ページ上の「電子申請マニュアル」等を参照し、専用入力フォームに正確に入力してください。

〈URL〉 <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ky-teacher/>

2) 申し込みの際に取得した「**到達番号**」と「**問い合わせ番号**」は登録状況の確認の際に必要です。

3) 後日、「採用願書」(受験番号が付されたもの)と「出願者名票」(受験番号が付されたもの)を印刷する必要がありますので、印刷が可能な環境にある**PC (パーソナルコンピューター)**から出願してください。

4) 出願期間：令和2年4月20日(月) 午前9時～令和2年5月15日(金) 午後5時 までに申し込んでください。(電子申請が令和2年5月15日(金) 午後5時までに完了しないと受付できません)

(注) 電子申請が困難な場合は、宮城県教育庁教職員課 (022-211-3637) へ問い合わせをしてください。

### (2) 出願時に必要な書類 ※宮城県公立学校教員採用情報 Web ページ(以下, 表内「教職員課の Web ページ」)

対象者	提出する書類等	注 意 事 項	
受験者全員	採用願書(様式第5号)	・教職員課のWebページ上の入力フォームに入力してください。	
	履歴書(様式第6号)	・様式を教職員課のWebページからダウンロードし、 <u>電子申請前に作成した後</u> 、電子申請の際に添付してください。なお、 <u>履歴書とエントリーシートは一続きのシートになっています。</u>	
	エントリーシート	・様式を教職員課のWebページからダウンロードし、 <u>電子申請前に作成した後</u> 、電子申請の際に添付してください。なお、 <u>履歴書とエントリーシートは一続きのシートになっています。</u>	
一次選考において一部免除希望者	教職経験者特別選考 及び 栄養教諭A	人物証明書 ・人物証明書の様式はWebページの「各種様式」からダウンロードしてください。 ・「人物証明書」は、出願者本人の記入欄に出願者本人が記入の上、所属長に作成及び送付を依頼してください。 <u>提出方法は、出願者の所属長からの簡易書留(親展)による郵送のみとします。</u> *締め切りは、 <b>令和2年5月15日(金)(当日消印有効)</b> とします。	
	他県等現職者特別選考	人物証明書	・人物証明書の様式はWebページの「各種様式」からダウンロードしてください。 ・「人物証明書」は、出願者本人の記入欄に出願者本人が記入の上、所属長に作成及び送付を依頼してください。 <u>提出方法は、出願者の所属長からの簡易書留(親展)による郵送のみとします。</u>
		在職証明書	・「在職証明書」は <b>郵送</b> により宮城県教育庁教職員課へ提出してください。 *締め切りは、 <b>令和2年5月15日(金)(当日消印有効)</b> とします。
	前年度の教員採用候補者選考の第2次選考において、総合ランク「C」の受験者	前年度の「出願者名票」	・詳細は、P4を参照ください。 ・ <b>郵送</b> により宮城県教育庁教職員課へ提出してください。
前年度の「結果通知書」の写し		*締め切りは、 <b>令和2年5月15日(金)(当日消印有効)</b> とします。	
宮城県元職特別選考	在職証明書	・ <b>郵送</b> により宮城県教育庁教職員課へ提出してください。 *締め切りは、 <b>令和2年5月15日(金)(当日消印有効)</b> とします。	
加点措置希望者	特別支援学校教諭普通免許状所有者	加点申請書	・加点申請書の様式は、教職員課のWebページからダウンロードしてください。
	英語資格等所有者	資格・スコアの証明書の写し	・加点の詳細については、P7「(3) 加点について」を参照ください。
	高等学校「地理歴史」「公民」免許状所有者	写し又は免許状の写しあるいは取得見込み証明書の写し	・ <b>郵送</b> により宮城県教育庁教職員課へ提出してください。 *締め切りは、 <b>令和2年5月30日(土)(当日消印有効)</b> とします。

障害者特別選考	身体障害者手帳 (1～6級) 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳 のいずれかの写し	・ <b>郵送</b> により宮城県教育庁教職員課へ提出してください。 *締め切りは、 <b>令和2年5月15日(金)(当日消印有効)</b> とします。
受験上何らかの配慮を必要とする場合	配慮事項申出書	・配慮事項申出書の様式は、教職員課のWebページからダウンロードしてください。 ・ <b>郵送</b> により宮城県教育庁教職員課へ提出してください。 *締め切りは、 <b>令和2年5月15日(金)(当日消印有効)</b> とします。
高等学校看護に出願する者	実務経験及び勤務経験を証明する履歴書	・高等学校看護に出願する者のうち、特別免許状を取得する必要がある場合に提出してください。 ・ <b>郵送</b> により宮城県教育庁教職員課へ提出してください。 *締め切りは、 <b>令和2年5月15日(金)(当日消印有効)</b> とします。
第二希望制度	エントリーシートへ記入	・中学校、高等学校の校種で共通問題を使用する <b>国語・数学・英語</b> において、相当の免許を取得、または取得見込みである者は、中学校出願者が高等学校を、又は高等学校出願者が中学校を「第二希望」とすることができます。 ・中学校、中・高、高等学校の出願者で、 <b>小学校教員の普通免許状を取得、または取得見込みである者のうち</b> 、小学校へ配置されることも差し支えない者は、その旨を記載してください。

その他各選考に必要な提出物等についてはWebページ及び関係通知でお知らせします。

- \* 提出された書類等は返却しません。
- \* 記載内容に虚偽の内容があった場合は受験を認めません。また、合格を取り消す場合があります。
- \* **郵送による提出物等の送付先**

〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1 宮城県教育庁教職員課 育成・免許班 教員採用担当

### (3) 加点について

- ・ 下記の加点要件に該当する者は、第1次選考試験において加点しますので、希望する者は、出願時に「加点申請書」及び「資格・スコアの証明書の写真」又は「免許状の写真」あるいは「取得見込み証明書」を提出してください。資格等を確認できない場合は、加点措置を行いません。また、取得見込みの者が名簿登載までに免許状が取得できなかった場合には、名簿登載を取り消す場合があります。

加点要件および加点	
すべての校種・職種・採用枠出願者で、次のいずれかの教員免許状を取得した者に、第1次選考において下記の点数を加点する。	
(免許状)	(加点)
特別支援学校の教諭の普通免許状、又は盲学校・聾学校・養護学校の教諭の免許状の取得者(取得見込みも含む)	2点
小学校出願者で、次のいずれかの資格・スコア・教諭の普通免許状を取得した者に、第1次選考において下記の点数を加点する。	
(資格等)	(加点)
①英語検定準1級以上 ②TOEIC730点以上 ③TOEFL(iBT)80点以上 ④中学校・高等学校外国語(英語)教諭の普通免許状の取得者(取得見込みを含む)	5点
①英語検定2級 ②TOEIC550～729点 ③TOEFL(iBT)60～79点	2点
中学校英語、高等学校英語の出願者で、次のいずれかの資格・スコアを取得した者に、第1次選考において下記の点数を加点する。	
(資格等)	(加点)
①英語検定1級 ②TOEIC880点以上 ③TOEFL(iBT)96点以上	10点
①英語検定準1級 ②TOEIC730～879点 ③TOEFL(iBT)80～95点	5点
①英語検定2級 ②TOEIC550～729点 ③TOEFL(iBT)60～79点	2点
高等学校「地理歴史」出願者で「公民」の普通教員免許取得あるいは取得見込みの者、または「公民」出願者で「地理歴史」の教員普通免許状の取得あるいは取得見込みの者に、第1次選考において下記の点数を加点する。	
(免許状)	(加点)
高等学校教諭公民の普通免許状と高等学校教諭地理歴史の普通免許状の取得者(取得見込みも含む)	5点

※ 上記加点要件における TOEIC および TOEFL(iBT) のスコアは、平成30年4月1日以降のものとしします。

## VII 大学院修士課程・指定の専攻科進学予定者・大学院修士課程1年在籍者等への採用候補者名簿

### 登録猶予について

- 第2次選考の結果合格した者のうち、国内の大学院修士課程（通信制課程を除く）、教職大学院又は指定の専攻科へ進学する予定、もしくは在籍中の者に対して、大学院修士課程および教職大学院修了並びに専攻科修了までに、その課程等を修了するとともに合格した出願区分の校種・教科等の専修免許状又は指定の資格を取得することを条件に採用候補者名簿への登録を猶予します。
- 名簿登録猶予の手続きは次のとおりとします。
  - 名簿登録猶予を希望する者は、「名簿登録猶予願い」を7月18日（土）第1次選考当日、受付にて提出してください。提出のない者については、猶予を認めません。
  - 第2次選考の結果合格した者で、1)の書類を提出した者は、第2次選考合格通知書に同封する「名簿登録猶予申請書」、「大学院・専攻科合格通知書の写し」又は「大学院在学証明書」を令和2年12月11日（金）（当日消印有効）までに宮城県教育庁教職員課へ郵送してください。
  - 宮城県教育委員会が名簿登録猶予を認めた場合、該当者に許可書を郵送します。
  - 大学院修士課程1年在籍者、教職大学院1年在籍者又は指定の専攻科への進学予定者は、令和4年度採用候補者名簿に登録します。大学院修士課程又は教職大学院への進学予定者は、令和5年度採用候補者名簿に登録します。
- 名簿登録期間は1年間とします。大学院修士課程1年在籍者、教職大学院1年在籍者又は指定の専攻科への進学予定者にあつては令和3年3月31日までに、大学院修士課程進学予定者又は教職大学院進学予定者にあつては、令和4年3月31日までに、その課程等を修了できない場合並びに相当の専修免許状又は指定の資格を取得できない場合には名簿登録を取り消します。
- 取得免許状並びに資格

課程・科	出願校種・教科	免許・資格
大学院修士課程	全ての校種・教科	合格した出願区分の校種・教科の専修免許状
専攻科	高校水産	三級海技士（航海）

## VIII 選考日時・選考内容・会場等

新型コロナウイルス感染症拡大のため、会場の追加・変更や日程・試験内容の変更が行われる可能性があります。随時、宮城県公立学校教員採用情報Webページ（巻末参照）にて確認いただきますよう、お願いいたします。

### (1) 第1次選考

- 日時：令和2年7月18日（土）
- 内容

選考種別	1次選考内容
一般選考	適性検査・筆記試験（専門・教養）
教職経験者特別選考	適性検査・筆記試験（専門）
他県等現職者特別選考	適性検査
宮城県元職特別選考	適性検査
前年度の教員採用候補者選考の第2次選考において、総合ランク「C」の受験者	適性検査
障害者特別選考	適性検査・筆記試験（専門・教養）



3) 会場：第1次選考の会場については、下記のとおりです。

なお、出願者各自の受験会場については、「出願者名票」を出願者へ交付する際に通知します。

宮城県内会場	住所
宮城県仙台第一高等学校	〒984-8561 宮城県仙台市若林区元茶畑4
宮城県仙台二華中学校・高等学校	〒984-0052 宮城県仙台市若林区連坊1-4-1
宮城県工業高等学校・宮城県第二工業高等学校 (同一敷地内)	〒980-0813 宮城県仙台市青葉区米ヶ袋3-2-1
東京会場	住所
国立大学法人 東京農工大学 小金井キャンパス (注)	〒184-8588 東京都小金井市中町2-2 4-1 6

(注) 東京会場は出願の際、東京会場での受験を選択した場合のみ東京会場で受験できます。なお、東京会場では栄養教諭A、障害者特別選考を除いた選考を行います。

4) 日程及び選考内容

月日	時刻	内容	注意事項
7月18日	9:00 ~ 9:30	受付(入室)	① 筆記試験(専門), 筆記試験(教養)共にマークシートの試験になります。 ② 筆記試験(専門)は教員として各校種・職種・教科(科目)で必要とされる専門知識等を問う問題を出題します。 ③ 筆記試験(教養)は教員として職務を遂行する上で必要な教育に関する法令, 理論, 知識を問う問題を出題します。 ④ 高等学校の地理歴史, 理科, 水産, 工業の筆記試験(専門)は当該教科すべての領域にわたる共通問題と各自の専門領域の問題から構成されます。 ⑤ 中学校英語及び高等学校英語の筆記試験(専門)でリスニングテストは実施しません。
	9:40 ~ 9:50	諸注意・諸連絡	
	10:00 ~ 10:30	<b>適性検査</b>	
	10:30 ~ 11:00	採用願書等の提出	
	11:30 ~ 12:30	<b>筆記試験(専門)</b> 各校種, 各教科・科目に関する専門分野	
	12:30 ~ 13:20	昼食・休憩	
13:30 ~ 14:30	<b>筆記試験(教養)</b>		

5) 提出物

第1次選考時	① 採用願書(様式第5号)	→ 電子申請システムから交付された採用願書(受験番号が付されているもの)を各自印刷し, 写真を貼付したものを第1次選考当日に提出してください。(注1)
	② 履歴書(様式第6号)	→ 出願時に提出した履歴書を各自印刷し, 押印したものを第1次選考当日に提出してください。
	③ エントリーシート	→ 出願時に提出したシートを各自印刷し, 押印したものを第1次選考当日に提出してください。
	④ 出願者名票	→ 電子申請システムから交付された出願者名票(受験番号が付されているもの)を各自印刷し, 採用願書と同一の写真を貼付したものを第1次選考当日に持参してください。(注2)
	⑤ 切手貼付用紙	→ 「切手貼付用紙」は, Webページの「各種様式」からダウンロードして各自印刷し, 所定の切手を貼付した上で, 第1次選考当日に提出してください。切手は必ず, 94円切手1枚, 290円切手1枚を貼付してください。

(注) 「採用願書」及び「出願者名票」については, 7月上旬までに電子申請システムを通じて受験番号及び受験会場を記載の上, 各受験者へ交付しますので, 各自で印刷してください。

6) 携行品

- ① 上記の提出物5点
- ② 筆記用具(B又はHBの鉛筆, 消しゴム, 文字や図等のない無地の下敷き等)
- ③ 上履き(必要か否かについては会場毎に異なるので, 出願後に示される「受験上の注意」で必ずご確認ください。)
- ④ 昼食
- ⑤ その他(「名簿掲載猶予願い」)・・・大学院修士課程・指定の専攻科進学予定者・大学院修士課程1年在籍者等への採用候補者名簿掲載猶予を希望する者のみ

\* 携行品について、後日、宮城県公立学校教員採用情報 Web ページ（巻末参照）上で改めて連絡しますので、必ずご確認ください。

**(2) 第2次選考**（第1次選考合格者についてのみ行います）

- 1) 日時：令和2年9月3日（木）～5日（土）及び9月10日（木）～13日（日）のうち指定する1日で個人面接、集団討議を行います。また、実技のある校種、教科は9月12日（土）に実技試験を行います。
- 2) 内容：個人面接Ⅰ，個人面接Ⅱ，集団討議，実技試験（実技試験のある校種，教科のみ）
- 3) 会場：宮城県総合教育センター 〒981-1217 宮城県名取市美田園2-1-4  
（個人面接Ⅰ，個人面接Ⅱ，集団討議，「音楽」，「美術」，「家庭」，「中学校英語」，「高等学校英語」，「福祉」の実技）  
宮城県名取北高等学校 〒981-1224 宮城県名取市増田字柳田103（「保健体育」の実技）
- 4) 日程及び選考内容：日程については個人毎に異なるので別途本人宛て通知します。
  - ① 個人面接Ⅰ，個人面接Ⅱ：複数の面接委員による面接を1人につき2回行います。
  - ② 集団討議：グループを変えて2回行います。
  - ③ 実技試験：下記のとおりとします。

採用校種	教科	試験内容	◎注意事項 ・ ◆準備物
中 ・ 高	保健体育	<b>【共通種目】</b> ・水泳，陸上競技，器械運動（マット），ダンス <b>《球技選択》</b> 以下の種目から事前申請した1種目 ・バスケットボール ・バレーボール <b>《武道選択》</b> 以下の種目から事前申請した1種目 ・柔道 ・剣道	◎《球技選択》及び《武道選択》の中から各1種目を選択し，採用願書の「受験教科（科目）」の欄に選択した組合せを入力（記入）してください。 ◆運動着（15cm×20cmの白布に墨又は黒の油性ペンで受験番号を記入し，胸と背中にそれぞれ1枚ずつ縫い付けてください） ◆運動靴（屋内用と屋外用を持参） ◆水着，水泳帽 ◆柔道選択者：柔道着（15cm×20cmの白布に墨又は黒の油性ペンで受験番号を記入し，柔道着の背中に縫い付けてください） ◆剣道選択者：防具・竹刀・剣道着は不要です。
	音楽	<b>【共通試験】</b> 1 8小節程度の当日指定された旋律に伴奏をつけて，母音唱又は階名唱とピアノにより弾き歌いを行います（旋律にはコードネームがついているものとします）。なお，伴奏の際に，旋律を弾いても構いません。 2 以下にあげる曲から当日指定の1曲を自分でピアノ伴奏をしながら歌唱します。 ・「赤とんぼ」（三木露風作詞/山田耕筰作曲） ・「夏の思い出」（江間章子作詞/中田喜直作曲） ・「Heidenröslein」（J. W. v.ゲーテ/F. シューベリット作曲） <b>《選択A》</b> ピアノ，管，弦，打楽器のうちの楽器で任意の1曲を演奏します。 <b>《選択B》</b> 歌曲，アリアから任意の1曲を演奏します。	◎選択A，選択Bのいずれかを選択し，採用願書の「受験教科（科目）」の欄に「音楽（選択A）」又は「音楽（選択B）」のいずれかを選択し入力してください。 ◎【共通試験】2については，調は問いません。原語で歌唱してください。また，ピアノ伴奏については，教科書に記載されている程度とします。 ◎《選択A》及び《選択B》で伴奏を必要とする場合は，伴奏者を同伴してください。 ◎《選択A》でピアノ以外の楽器を使用する場合は各自持参してください。 ◎【共通試験】2，《選択A》及び《選択B》については，楽譜を持参しても構いません。 ◆実技会場は上履きが必要ですので，必ず持参してください。
	美術	・絵画表現 ※ 時間は180分	◎課題は当日提示します。 ◆絵画用具一式（絵具は水彩絵具，アクリル絵具いずれも可），画用鉛筆，消しゴム ◆上履き

	家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食物（調理実習）</li> <li>・被服（被服製作）</li> </ul>	<p>◎被服及び食物実技の両方を実施します。</p> <p>◆裁縫セット，エプロン，三角巾，手拭き用タオル</p> <p>※1次選考結果発表後に以下を宮城県公立学校教員採用情報Webページ（巻末参照）で公開いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食物（調理実習）実技の調理の題材とレシピ</li> <li>・被服（被服製作）実技の被服の題材と製作手順</li> </ul>
中学校 高等学校	英語	<ul style="list-style-type: none"> <li>・示された資料の朗読及び英語による面接</li> </ul>	
高等学校	福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護実習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆運動着</li> <li>◆屋内用運動靴</li> </ul>

### 5) 提出物

第2次選考時	① 出願者名票	→ 第1次選考時の受付印のあるものを，第2次選考当日に持参してください。
	② 最終学校の卒業証書の写し，又は最終学校の長の卒業証明書又は修了証明書	→ 卒業見込みの者は「卒業見込証明書」を，第2次選考当日に提出してください。
	③ 教育普通免許状の写し（A4判）又は免許状取得見込証明書（これまでに免許更新講習修了確認，延期又は免許の申請をした者は，当該証明書の写しを併せて提出すること）	→ 免許状は，所有するすべての免許状の写しを1通ずつ第2次選考当日に提出してください。 なお，婚姻等により免許状記載の名字が変更されている場合には，戸籍抄本等改姓の内容がわかる書類を提出してください。
	④ 切手貼付用紙	→ 「切手貼付用紙」は，Webページの「各種様式」からダウンロードして各自印刷し，所定の切手を貼付した上で，第2次選考当日に提出してください。切手は必ず， <b>94円切手1枚，290円切手1枚を貼付</b> してください。
	* 海技士免状の写し	→ 「水産」の航海系に出願し，三級以上の海技士資格を有する者は免状の写しを第2次選考当日に提出してください。
	* 管理栄養士又は栄養士の免許状の写し（「栄養教諭」に出願し，認定講習等を受講し免許状を取得する予定の者）	→ 「栄養教諭」に出願し，認定講習等を受講し栄養教諭の免許状を取得する予定の者は，③に替えて栄養教諭の免許状取得計画書（第1次選考結果通知時に指示されたもの）と左記のものを第2次選考当日に提出してください。
* 配慮事項申出書	→ 実技試験又は面接等において，何らかの配慮を必要とする場合には，事前に宮城県教育庁教職員課へ電話連絡の上， <b>郵送</b> により提出してください。 提出の締切は <b>令和2年8月28日（金）（当日消印有効）</b> とします。	

### 6) 携行品

- ① 上記の提出物
  - ② 筆記用具
  - ③ 昼食
  - ④ その他（各教科・科目で実技試験受験時に必要な物）
- \* 携行品について，後日宮城県公立学校教員採用情報Webページ（巻末参照）で改めて連絡しますので，必ずご確認ください。

## Ⅸ 選考基準

### (1) 第1次選考

- ・ 筆記試験（専門），筆記試験（教養）の結果を選考資料とし，願書・履歴書の記載内容及び人物証明書の記載内容を勘案して総合的に選考します。
- ・ 筆記試験（専門），筆記試験（教養）のいずれかにおいて著しく低い成績があった場合には，不合格となることがあります。
- ・ 加点申請を行い，要件が満たされている者には，加点をします。

#### 1) 筆記試験（専門）

校種・教科（配点）		主な評価の観点
小学校（100点）		・小学校教員として必要な専門的知識や教養，指導力等を総合的に身に付けているか。
中学校	国語・社会・数学・理科・技術・英語（100点）	・教員として必要な教科科目の専門的知識や指導力等を身に付けているか。
中・高	保健体育・音楽・美術・家庭（100点）	
高等学校	国語・公民・数学・農業・商業・情報・福祉・英語看護（100点）	・教員として必要な教科科目の専門的知識や指導力等を身に付けているか。
	地理歴史・理科・水産・工業（共通40点・専門60点）	
養護教諭（100点）		・養護教諭や栄養教諭としてそれぞれ必要な専門的知識や指導力等を身に付けているか。
栄養教諭（100点）		

#### 2) 筆記試験（教養）

選考内容（配点）	主な評価の観点
教養（100点）	・教員として必要な教養が習得できているか。

### (2) 第2次選考

- ・ 個人面接（適性検査も含む），集団討議及び実技試験の結果を選考資料とし，第1次選考の成績，願書・履歴書の記載内容及び人物証明書の記載内容を勘案して総合的に選考します。
- ・ 個人面接（適性検査も含む），集団討議及び実技試験のいずれかにおいて著しく低い評価があった場合には，採用候補者名簿に登載しません。
- ・ 合格者は採用候補者名簿に登載します。

#### 1) 集団討議及び個人面接

選考内容	評価区分	主な評価の観点
集団討議	・集団討議を総合的に評価し，AからDまでの4段階評価を行います。	・テーマを正しく理解し，目的意識や問題意識を持ち，建設的な内容で討議ができるか。 ・他者とのコミュニケーションを円滑に行うことができる力を備えているか。
個人面接Ⅰ ・ 個人面接Ⅱ	・人物を総合的に評価し，AからDまでの4段階評価を行います。	・教育への情熱や学び続ける意欲等，教員としてふさわしい資質と能力を備えているか。 ・心身共に健康であるかどうか。 ・ものの見方や考え方が教育公務員としてふさわしいかどうか。

2) 実技試験：実技試験を行う全ての校種・教科についてAからEまでの5段階評定を行います。

校種・教科・実技内容		主な評価の観点	
中・高	保健 体育	・共通種目 ・球技選択 ・武道選択	・体育実技を指導する上で必要な技能を理解し、身に付けているか。
	音楽	・共通試験 ・選択A又は選択B	・音楽を指導する上で必要な演奏技能や表現力を身に付けているか。
	美術	・絵画表現	・美術を指導する上で必要な技能や表現力を身に付けているか。
	家庭	・食物 ・被服	・家庭を指導する上で必要な技術や能力等を身に付けているか。
中学校 高等学校	英語	・朗読及び英語による面接	・英語を指導する上で必要な技能や能力等を身に付けているか。
高等学校	福祉	・介護実習	・福祉を指導する上で必要な技術や能力等を身に付けているか。

## X 選考結果

(1) 第1次選考結果：令和2年 8月19日(水) 付けで郵送します。

(2) 第2次選考結果：令和2年10月23日(金) 付けで郵送します。

### (3) 選考結果の情報提供

第1次選考結果及び第2次選考結果については、受験者全員に対して上記の日程で郵送します。なお、総合成績ランクについては下表のとおりとします。

- 1) 第1次選考結果：筆記試験（専門教養）及び筆記試験（教養）の評定、並びに選考結果の総合成績ランク
- 2) 第2次選考結果：集団討議、個人面接及び実技試験の評定、並びに選考結果の総合成績ランク

第1次選考		第2次選考	
ランク	結果	ランク	結果
A	合格者	A	採用候補者名簿に登載される者
C	不合格者の中で、上位である	C	不合格者の中で、上位である
D	不合格者の中で、中位である	D	不合格者の中で、中位である
E	不合格者の中で、下位である	E	不合格者の中で、下位である

### (4) 追加合格制度

10月下旬の名簿登載者発表にて「Cランク」となった受験者は、教員需給上名簿登載者の追加が必要となった場合、合格となる場合があります。ただし、追加合格の通知は、令和3年1月末日までとします。

### (5) 総合ランク「C」の受験者の特別選考制度

第2次選考において総合ランク「C」になった者は、令和4年度宮城県公立学校教員採用候補者選考（令和3年度実施）で第1次選考の筆記試験（専門、教養）を免除します。

- ※ 次年度の出願時に前年度の「出願者名票」と「結果通知書」の写しの提出を要します。
- ※ 次年度の出願は前年度と同一の校種・職種・教科とします。
- ※ 第1次選考において、適性検査の受検を要します。
- ※ この制度への出願は当該年度選考に限ります。

## (6) Web ページへの掲載

選考結果については、本人宛ての結果通知のほか、受験者への情報サービスの一環として、宮城県公立学校教員採用情報 Web ページ（巻末参照）に合格者の受験番号を掲載します。

なお、正式な発表は本人宛ての結果通知書によるものとします。

1) U R L : <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ky-teacher/>

2) 掲載期間: **第1次選考結果 令和2年 8月19日(水) 午前10時 ~ 8月27日(火) 午後4時**  
**第2次選考結果 令和2年10月23日(金) 午前10時 ~ 11月 5日(火) 午後4時**

## XI 名簿登載・採用

- 第2次選考の結果で合格した者は「令和3年度宮城県公立学校教員採用候補者名簿」に登載し、採用内定とします。
- 名簿登載の有効期間は、令和3年4月1日から1年間とします。なお、令和3年3月31日までに免許状が取得できない者は、原則として、登載を取り消します。
- 教員免許更新制において、教員免許状の更新等をせず、令和3年4月1日に効力を失っている場合は、原則として名簿登載を取り消します。

## XII 勤務条件等

### (1) 給与（令和2年4月1日現在）

- 初任給

区 分	小・中学校及び義務教育学校	県立高校・県立特別支援学校
大学院（修士）修了	246,048円	246,048円
大学卒	222,976円	222,976円
短大卒	199,484円	196,368円

※上記の初任給については教職調整額（4%）及び義務教育等教員特別手当を含むものとなります。

- 前歴加算 講師等（民間企業等も含む）の職歴がある場合には、この初任給に一定の基準による加算があります。
- 諸手当 地域手当（給料+教職調整額+扶養手当の合計額の4.5%~1.5%）、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当（年間4.45ヵ月）などがそれぞれの要件により支給されます。

### (2) 勤務時間等

- 勤務時間 1週間について38時間45分
- 休日等 土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日~1月3日）
- 休暇等 年次有給休暇（4月1日採用の場合は年間15日）、産前産後休暇、育児休業 等

## XIII その他

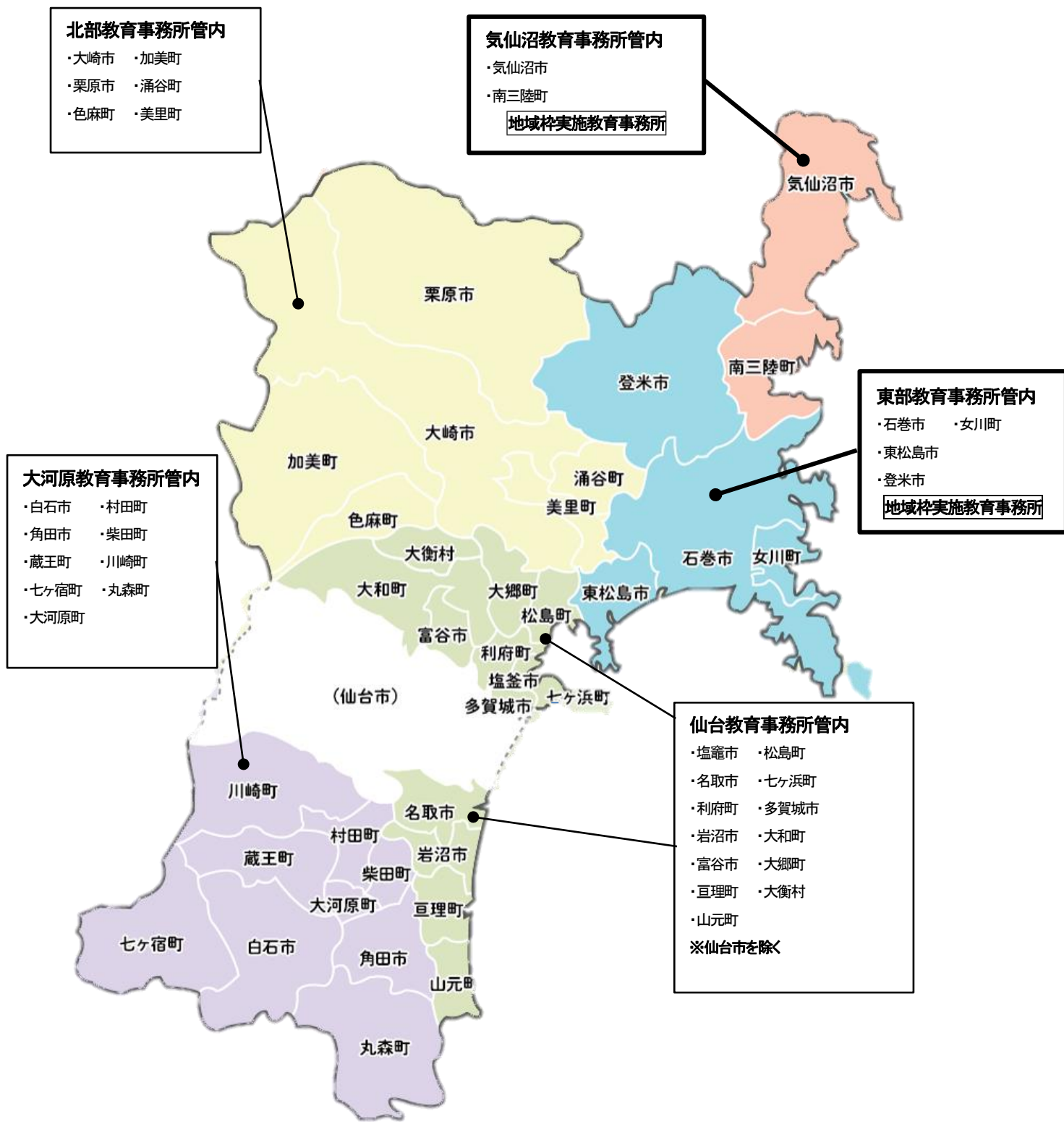
### 留意点

- 出願書類受付後に受験する校種・職種及び受験教科（科目）を変更することは認めません。また、第1次選考及び第2次選考いずれにおいても受験科目等のうち1つでも受験しなかった場合には、原則として選考の対象外とします。
- 第1次選考において、所定の写真を貼付した出願者名票（**受験番号が付されているもの**）を持参しなかった者については、原則として受験を認めません。（出願者名票に関する問い合わせは**7月9日（木）の午後5時まで**受け付けます）
- 第2次選考において、所定の写真を貼付し、第1次選考時の受付印のある出願者名票を持参しなかった者については、原則として受験を認めません。
- 第1次選考の筆記試験（専門）及び筆記試験（教養）において、開始時刻30分以降は入室を認めません。また、適性検査においては、原則として遅刻は認めません。  
(公共交通機関の遅れによる場合を除きます)
- 第2次選考の実技試験において、運動着等の実技試験に必要な物を忘れた場合は、原則として受験を認めません。
- 令和3年4月1日現在で有効な教員普通免許状の取得にかかる更新講習等で不明な点がある時は、以下の担当まで

お問い合わせください。

- 7) 新型コロナウイルスによる急な対応や荒天、災害等の緊急の事態により、教員採用選考の日程を変更する場合や、実施方法等に関して何らかの変更が生じた場合には、宮城県公立学校教員採用情報 Web ページ（巻末参照）にてお知らせします。

# 宮城県内の教育事務所担当市町村別略地図



## 問合せ先

宮城県教育庁教職員課 育成・免許班 TEL 022-211-3637

(土日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)

\* 宮城県公立学校教員採用候補者選考に関する情報、新型コロナウイルスによる急な変更や台風等自然災害等による採用選考の実施に関する情報は、以下のWebページにてお知らせします。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ky-teacher/>



令和元年度

いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究事業 報告

## 子どもの最善の利益を守る

# スクールロイヤーの効果的な活用について

宮城県教育委員会は、文部科学省の事業である「いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究」に取り組みました。本事業に取り組む中で、明らかになった成果と課題を整理し、スクールロイヤーを効果的に活用するための留意点をまとめました。

## 1 スクールロイヤーの役割

スクールロイヤーとは、**子どもの最善の利益を守り**、子どもを取り巻く課題の解決に向けて、学校がどのように対応すべきかを、**法的な視点から**助言・指導する役割を果たす弁護士のことを言います。

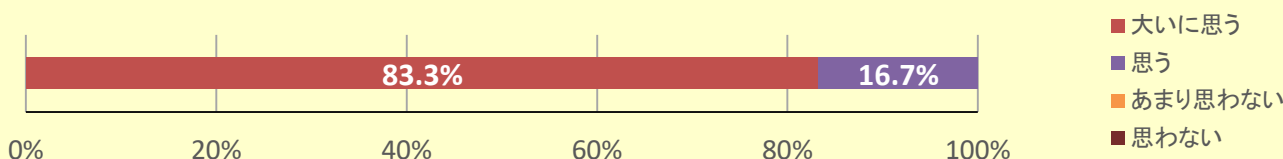
本事業においては、以下の活動に取り組みました。

- 1 児童生徒対象いじめ予防教室
- 2 教員対象いじめの対応等に係る研修会
- 3 学校・教育委員会に対する相談活動
- 4 学校におけるいじめ問題の法令に基づく対応の徹底

## 2 活動の実績

活動内容	実施件数（参加人数）	備考
■いじめ予防教室	21校（1488人）	小：17校 中：3校 高：1校
■教員研修	10件（600人）	県教委：5回 学校：4回 市町村教委：1回
■法的相談 （定期相談・学校派遣）	相談者数：89人 利用学校等数：61団体	相談事例 ・いじめの有無が確認できない事案への対応 ・SNSによるいじめへの対応 ・いじめの被害を訴える保護者への対応 等

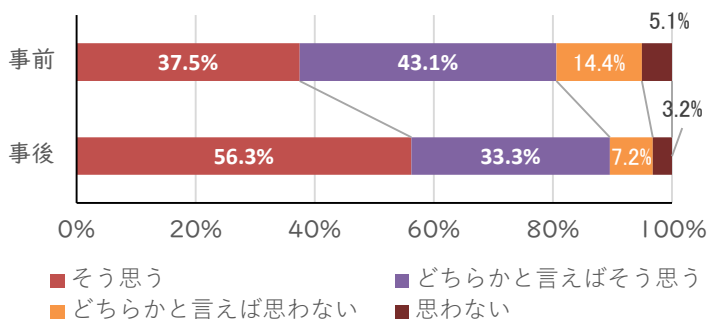
### ◆ 機会があればまたスクールロイヤーに相談したい



調査対象：法的相談を利用した学校

## (1) いじめ予防教室

## ◆ いじめを生まないために何か自分にできることがある



調査対象：いじめ予防教室参加児童生徒

## 児童生徒の感想から

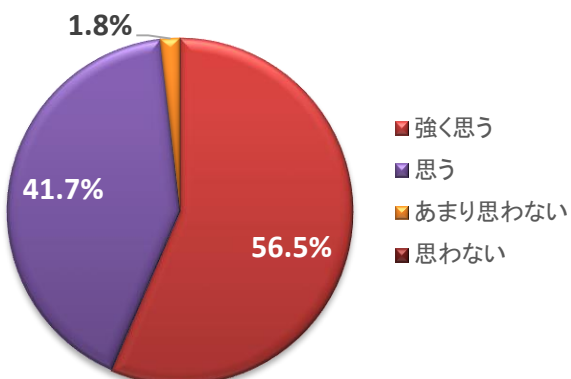
- 大きいいじめは多い水、小さいいじめは少ない水、どちらもたまっていけば心のコップからあふれていきます。心のコップから水をあふれさせないようにしなければと思いました。
- いじめはどんなことがあっても許されるものではないと強く思いました。これからの友達との関わり方についても考えさせられました。
- 無自覚にいじめていることが一番怖いと思いました。いじめる側にもいじめられる側にもなりたくない。みんなで話し合おうと思いました。

## 留意点

いじめ予防教室後、グラフのとおり、児童生徒のいじめに対する意識に大きな変容が見られました。しかし、児童生徒のいじめはいかなる理由があっても許されるものではないといった認識やいじめの未然防止の気運は1回の予防教室だけで醸成されるものではありません。日頃から、教員・保護者が児童生徒に対して継続的に、いじめは許されないという自覚を高め、自分ごととしていじめを生まないために何ができるかを意識させるよう働き掛けること、そして、児童生徒が主体的にいじめの未然防止の活動に取り組むことが大切です。

## (2) 教員等対象研修会

## ◆ 本研修の内容は役に立つ



調査対象：教員等対象研修会参加教員等

## 参加者の意見・感想

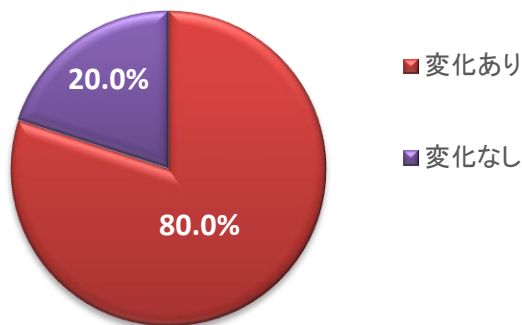
- いじめの指導や対応については、ある程度理解していたと思っていたが、浅い理解であったことを痛感した。
- 組織的対応の重要性を改めて認識するとともに、「いじめ」かどうかに重きを置き、被害を訴えている子どもが「何を求めているのか」に目が向いていなかったのではないかと自問していました。
- 児童生徒や保護者の願いや思いを踏まえた指導や支援を構築することの大切さに改めて気付かされました。

## 留意点

参加者から、スクールロイヤーの講話により、自校の取組や組織的対応の在り方を見直すことができたとの感想が多く寄せられました。大切なことは、研修会で得た知識や気付きを自分だけのものとせず、自校の教職員と共有することです。情報と認識を共有することで組織的対応のスタートラインに立つこととなります。決して一人で抱え込まず、日頃から情報共有を心掛け、チームとして対応できるようにしましょう。

### (3) 法的相談

#### ◆ 教職員の意識が変わり行動に変化が見られましたか



調査対象：法的相談利用教員等

#### 相談2か月後のアンケートから

- 対応に悩んだ場合、法的な見地から助言を得られ、心理的負担が軽減されました。
- 対応について考える際、法的な視点から考えられるようになりました。
- 教育的な視点で考えることに加え、いじめ問題対策委員会においては、法的な視点で考えることを意識して話し合いが進められるようになりました。
- 学校として明確な考えを持ち、チームとして対応できるようになっています。

## スクールロイヤーからのアドバイス

### Q1 保護者等の要望に応える際の留意点は？

A1. 学校は、出された要望全てに対応しなければならないと考えがちですが、「学校としてしなければならないこと」、「学校ができること・できないこと」を整理することが大切です。その上で、要望に応えられないことについては、代替案を提示するなど様々な可能性を探ることが大切です。

### Q2 学校の対応を伝える際の留意点は？

A2. 学校が対応の見通しをしっかりと伝えることが大切になります。学校としてできることについては、複数の選択肢を示すなどして、当事者の意見や希望も聞きながら対応を決めていくことで、信頼関係の構築や当事者の納得にも繋がると考えられます。  
その際、保護者と学校だけで話を進めるのではなく、当該児童生徒本人の思いを大事にした対応をするなど、子供の利益を守ることが重要です。

### Q3 資料等を作成する際の留意点は？

A3. 対応した際の記録や報告書を作成する際には、事実のみを記録しましょう。個人的な評価をすることなく、児童生徒が発したことや、対応について客観的に記載することが大切です。また、資料・報告書等については、文書管理に関する規則等に基づき、保存年限について教職員で認識を共有することが重要です。

## 留意点

定期相談をきっかけに継続的な相談につながった学校やサポート班Plusを利用して、異なる職種による多面的・多角的な助言を得て適切に対応した学校がありました。

今年度の相談は、解決が困難なケースがほとんどで、初期の段階での対応に課題がある場合が少なくありませんでした。初期の段階でスクールロイヤーに相談することは、その後の**法的視点によるリスク管理**が可能となり、重篤な事態になることを防ぐことにもつながります。法的相談を活用したときは、スクールロイヤーからの助言について校長をはじめとする管理職が十分理解し、その助言を基に**校長のリーダーシップ**の下に対応するとともに、関係する職員のみならず、**全職員で助言の内容について理解することが求められます。**



## 未然防止に向けて活用しましょう

### Point

事案が起きてからスクールロイヤーを活用するのではなく、問題が起きないための日頃の取組や体制の整備などの組織的な対応について、スクールロイヤーの助言を得ることも大切です。



## 気になることは、些細なことでも相談しましょう

### Point

些細なことでも気になることは是非相談しましょう。「これくらい」と学校で評価せず、スクールロイヤーからの法的視点に立った意見を得ることにより、安心して対応することができます。



## 初期の段階で相談しましょう

### Point

初期の段階においてスクールロイヤーから予想されるリスクに関する助言を得ることは、迅速かつ適切な対応を可能とし、早期解決や問題の重大化・深刻化を防ぐことにつながります。



## 相談結果を教職員間で共有しましょう

### Point

相談結果を全職員で共有したうえで、校長等管理職のリーダーシップを発揮し、組織的対応を行うことが解決への鍵となります。



## 継続的に相談しましょう

### Point

相談は1回で終了するものばかりではありません。法に基づいた適切な対策となるよう、継続的に相談し、丁寧に対応することが必要です。

## 令和2年3月高等学校卒業者の就職内定状況(3月末現在)について

	H31.3月末	R1.8月末	R1.9月末	R1.10月末	R1.11月末	R1.12月末	R2.1月末	R2.2月末	R2.3末	前年同月	増減 (当月-前年同月)
内定率	98.8%	—	53.2%	71.2%	85.4%	92.8%	95.5%	97.6%	99.2%	98.8%	0.4
男子	99.1%	—	56.4%	73.8%	87.6%	94.1%	96.8%	98.1%	99.4%	99.1%	0.3
女子	98.5%	—	48.8%	67.6%	82.2%	91.1%	93.6%	97.0%	98.9%	98.5%	0.4
全国平均	98.2%	—	—	77.2%	—	92.0%	—	—	—	98.2%	—

## 【内訳】

卒業者	19,626	19,479	19,444	19,432	19,419	19,413	19,407	19,389	19,375	19,626	-251	
進学希望者	14,869	14,547	14,603	14,634	14,705	14,712	14,682	14,649	14,596	14,869	-273	
臨時的仕事希望者	217	18	36	40	64	103	144	179	216	217	-1	
進路未定者	44	158	82	81	66	88	83	68	73	44	29	
就職希望者	4,496	4,756	4,723	4,677	4,584	4,510	4,498	4,493	4,490	4,496	-6	
内訳	県内	3,581	3,928	3,826	3,770	3,668	3,566	3,554	3,548	3,531	3,581	-50
	県外	915	828	897	907	916	944	944	945	959	915	44
	職安・学校紹介	3,872	3,933	3,882	3,900	3,925	3,888	3,873	3,867	3,855	3,872	-17
	縁故・自営	218	143	149	165	171	178	196	204	210	218	-8
	公務員	406	680	692	612	488	444	429	422	425	406	19
就職内定者	4,444	—	2,513	3,332	3,914	4,187	4,296	4,386	4,455	4,444	11	
内訳	県内	3,532	—	1,930	2,581	3,058	3,276	3,368	3,443	3,498	3,532	-34
	県外	912	—	583	751	856	911	928	943	957	912	45
	職安・学校紹介	3,831	—	2,458	3,132	3,463	3,654	3,717	3,782	3,821	3,831	-10
	縁故・自営	209	—	50	84	114	139	172	192	209	209	0
	公務員	404	—	5	116	337	394	407	412	425	404	21
就職未内定者	52	—	2,210	1,345	670	323	202	107	35	52	-17	
月間受験者数	56	—	4,054	657	415	226	104	88	65	56	9	

## 【概況】※( )内は前年同月

- ① 就職内定率： 99.2% (98.8%)
- ② 進路希望の割合： 進学 75.3% (75.8%) 就職 23.2% (22.9%)  
： 臨時的仕事 1.1% (1.1%) 未定 0.4% (0.2%)
- ③ 就職希望者の割合： 県内 78.6% (79.6%) 県外 21.4% (20.4%)
- ④ 県内外の内定率： 県内 99.1% (98.6%) 県外 99.8% (99.7%)
- ⑤ 内定者の割合： 県内 78.5% (79.5%) 県外 21.5% (20.5%)
- ⑥ 学科別内定率

学科別内定率	普通科	農業科	工業科	商業科	水産科	家庭科	福祉科	その他	総合学科
令和元年度	99.0%	98.0%	99.9%	99.4%	100.0%	99.0%	100.0%	100.0%	98.7%
平成30年度	98.3%	100.0%	99.7%	99.5%	99.2%	99.0%	100%	97.4%	96.8%

## ⑦ 地域別内定状況

地域別内定率	仙台	大和	石巻	塩釜	古川	大河原	白石	築館	迫	気仙沼
令和元年度	99.1%	100.0%	98.4%	100.0%	98.9%	99.5%	100.0%	100.0%	99.4%	99.5%
平成30年度	99.0%	99.4%	96.4%	99.2%	99.9%	98.8%	100.0%	96.0%	100.0%	99.6%

## ⑧ 宮城労働局発表 県内求人倍率(2月末現在)(職安学校紹介のみ、ただし特別支援学校・通信制含む)

	26年3月卒	27年3月卒	28年3月卒	29年3月卒	30年3月卒	31年3月卒	2年3月卒
県内求人数	7,965	9,394	9,769	10,082	10,990	11,510	11,536
県内求職者数	3,544	3,462	3,497	3,439	4,106	3,182	3,153
求人倍率	2.25	2.71	2.79	2.93	3.34	3.62	3.66

---

## 県有施設等の再編に関する基本方針

---

《概要版》

令和2年3月

宮城県



# 1. はじめに

## 公共施設の現状

### 宮城県の公共施設の状況

宮城県が所有管理する公共施設等の多くは、昭和の高度成長期からバブル崩壊までの間に建築されており、今後、それらの更新や改修の時期が一斉に到来します。人口減少に伴い、財政規模の縮小が見込まれる一方で、宮城県の公共施設（公用施設・公共用施設）の更新改修にかかる費用は平成28年からの40年間で約1兆2,394億円、年平均約309億円と推計されています。

### 人口減少・少子高齢化

宮城県の人口は、25年後の令和27（2045）年には、平成27（2015）年に比べ約50万人減少すると予測されています。また、人口減少に伴い、公共施設等の利用需要の変化が予想されるほか、社会状況やライフスタイルの変化に伴う、県民ニーズの多様化・複雑化により、活用しにくい施設の発生やこれまでの公共施設によるサービス提供にとらわれない、新たなニーズに応える必要性が高まってくると考えています。

## 県有施設等の再編に関する基本方針策定の趣旨

本県では、平成28年7月に「宮城県公共施設等総合管理方針」を定め、概ね、令和2年度までを目標に個別施設計画を策定することとしています。今後、建替えや大規模修繕を行うに当たっては、各施設の個別の検討だけではなく、施設総量の適正化の意識を持ち、県として全体的な視点に立った上で、それぞれの施設の将来的な方向性を検討する必要があります。

このため、本県では、県有施設の中でも、老朽化が進行し、建替えや大規模修繕等の対応が見込まれる具体的な施設を抽出し、施設を所管する部局と協議・調整を行ったほか、有識者等6名で構成される「県有施設再編等の在り方検討懇話会」を開催して、構成員から意見を聴取した上で、「県有施設等の再編に関する基本方針」を策定しました。今後、「県有施設等の再編に関する基本方針」を踏まえ、個別施設計画の策定又は見直しを行うこととしています。

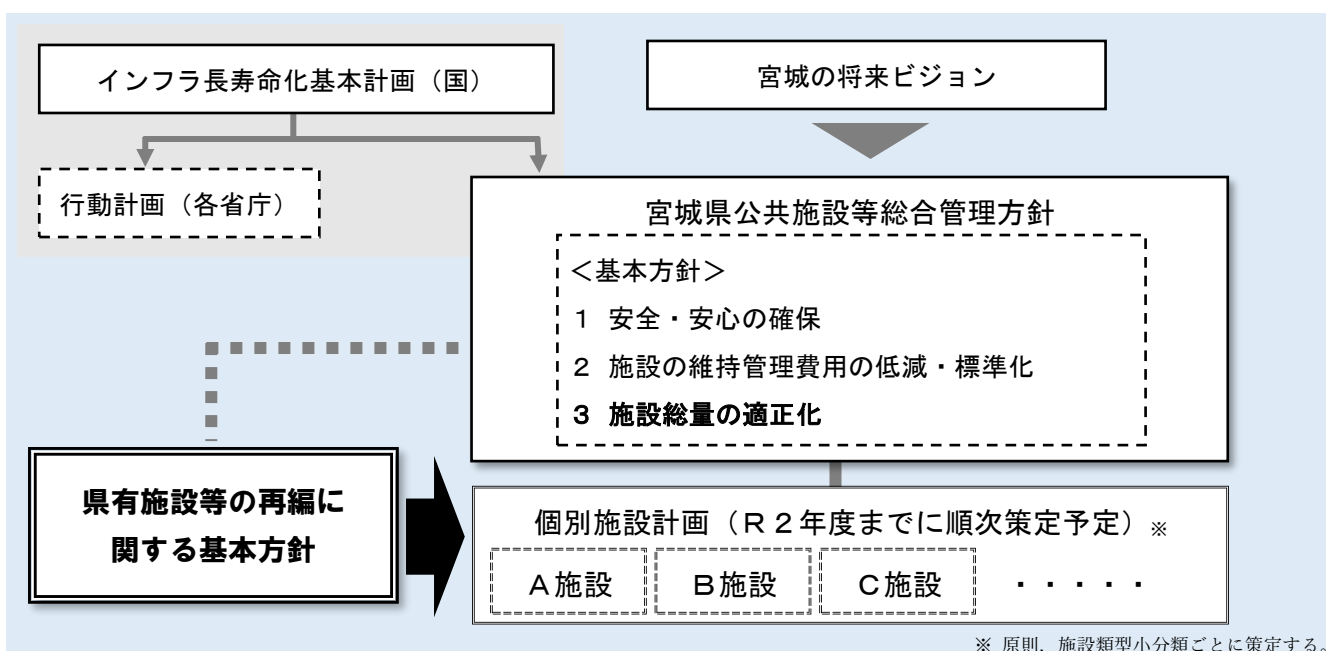


図1 本基本方針の位置付け



## 2. 検討の対象とした県有施設等

「宮城県公共施設等総合管理方針」の施設類型における「公共用施設」に該当する施設のうち、老朽化に伴い、今後、大規模修繕・改築・移転等が想定される、概ね築30年以上が経過した県有施設を中心に、施設の所管部局の意向を確認した上で、再編の検討を行う施設を抽出しました。

名称	① 本町第3分庁舎 <span style="background-color: #90EE90;">福祉</span>	② 宮城県民会館 <span style="background-color: #FFDAB9;">文化・芸術</span> (東京エレクトロンホール宮城)	③ 榴ヶ岡分室庁舎(旧公文書館) <span style="background-color: #D3D3D3;">庁舎等</span> <span style="background-color: #ADD8E6;">生涯学習</span> <span style="background-color: #FFD700;">NPO活動</span>
所在地	仙台市青葉区	仙台市青葉区	仙台市宮城野区
築年	昭和39年	昭和39年	昭和42年
建物延床面積	1,375㎡	12,470㎡	5,221㎡
敷地面積	約1,222㎡	約3,627㎡	約4,942㎡
名称	④ エスポールみやぎ (宮城県青年会館) <span style="background-color: #ADD8E6;">生涯学習</span>	⑤ 宮城県母子・父子福祉センター <span style="background-color: #90EE90;">福祉</span>	⑥ 宮城県第二総合運動場 <span style="background-color: #000080;">スポーツ</span>
所在地	仙台市宮城野区	仙台市宮城野区	仙台市太白区
築年	昭和52年	昭和55年	昭和56年(武道館) 平成11年(遠的・近的弓道場) 平成4年(合宿所)
建物延床面積	2,308㎡	921㎡	7,526㎡
敷地面積	約4,827㎡	約1,865㎡	約13,752㎡
名称	⑦ 宮城県美術館 <span style="background-color: #FFDAB9;">文化・芸術</span>	⑧ 多賀城分庁舎 <span style="background-color: #D3D3D3;">庁舎等</span>	⑨ 商工振興センター <span style="background-color: #D3D3D3;">庁舎等</span>
所在地	仙台市青葉区	多賀城市	仙台市青葉区
築年	昭和56年(本館) 平成2年(佐藤忠良記念館)	昭和58年	昭和63年
建物延床面積	15,203㎡	2,905㎡	3,797㎡
敷地面積	約34,517㎡	約6,468㎡	約1,242㎡



名称	⑩ みやぎ若年者就職支援センター (みやぎジョブカフェ)
所在地	仙台市青葉区 <span style="background-color: #D3D3D3;">雇用・労働</span>
築年	— (民間ビルの一室を賃借)
建物延床面積	198㎡(賃借面積)
敷地面積	—



図2 各施設の位置

### 3. 県有施設等の再編方針

#### 再編の基本的な考え方

下記の基本的な考え方をもとに、再編を検討しました。

#### I 県有施設の規模の適正化と施設機能の強化の実現

- 「施設総量の適正化」の観点から、集約・複合化によって、対象施設における重複、類似した諸室機能の共有化を図り、施設規模の適正化を目指す。
- 県の関連計画等も踏まえながら、県の施設としての役割を果たすために必要な施設機能を確保することを前提に、集約・複合化した施設同士の相乗効果による機能強化や県民サービスの更なる向上を目指す。

#### II 公有地の有効活用と県有施設の最適な立地の選定

- Iにおける集約・複合化を図る施設の立地は、公有地を有効に活用する観点から、現在、利活用可能な県有地から優先的に適否について検討を行う。
- 周辺環境や利用者の利便性、建築関連法令等を考慮して、最適な場所を選定する。

#### 各施設の再編方針

##### ① 本町第3分庁舎

基本的には廃止する方向で検討を行い、入居している施設については、移転に向けた検討を行います。

宮城県聴覚障害者情報センター（みみサポみやぎ）については、県庁周辺の県有の土地及び建物の利用状況や同様に老朽化が進む県庁周辺の外郭団体が所有する建物の整備方針等を注視しながら、移転の検討を行います。



##### ② 宮城県民会館（東京エレクトロンホール宮城）

仙台医療センター跡地（仙台市宮城野区）に移転することとし、宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）と集約・複合化します。また、宮城県美術館と集約・複合化する方向で更に検討を進めます。



##### ③ 榴ヶ岡分室庁舎（旧公文書館）

基本的には廃止する方向で検討を行い、現在入居している施設については、それぞれ移転に向けた検討を行います。

宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）については、仙台医療センター跡地に移転することとし、宮城県民会館と集約・複合化します。また、宮城県美術館と集約・複合化する方向で更に検討を進めます。

県教育庁文化財課の分室については、浮島収蔵庫（多賀城市）の敷地の活用など移転に向けた検討を行います。

宮城県婦人会館については、現エスポールみやぎ（宮城県青年会館）（仙台市宮城野区）の敷地に移転することとし、エスポールみやぎ（宮城県青年会館）の建替えに合わせ集約・複合化します。



#### ④ エスポールみやぎ（宮城県青年会館）

（一財）宮城県青年会館が計画する現在地での建替えに合わせ、宮城県婦人会館及び宮城県母子・父子福祉センターと集約・複合化します。



#### ⑤ 宮城県母子・父子福祉センター

現エスポールみやぎ（宮城県青年会館）の敷地に移転することとし、エスポールみやぎ（宮城県青年会館）の建替えに合わせ集約・複合化します。

ただし、福祉関係施設という点で、宮城県聴覚障害者情報センター（みみサポみやぎ）等との集約も考えられることから、県庁周辺の県有の土地及び建物の利用状況や県庁周辺の外郭団体の建物の整備方針等についても注視しながら、県庁周辺への移転の可能性も合わせて検討します。



#### ⑥ 宮城県第二総合運動場

今回検討の対象とした他施設との集約等を行わず、当面、必要な修繕更新を行いながら、県有体育施設の整備の在り方を含め、再検討を行います。



#### ⑦ 宮城県美術館

仙台医療センター跡地において、宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）と集約・複合化する方向で更に検討を進めます。検討に当たっては、現地改修と移転新築のメリット・デメリットを整理するとともに、「宮城県美術館リニューアル基本構想」及び「宮城県美術館リニューアル基本方針」等で示された宮城県美術館の目指す姿やコンセプト等を十分に尊重しながら進めていきます。



#### ⑧ 多賀城分庁舎

今回検討の対象とした他施設との集約等はありません。

当面の間、必要な範囲での修繕更新を行いつつ、今後の県としての利活用の見込みや修繕更新等に係る費用等を勘案しながら、建物の取扱いを検討します。なお、将来的に多賀城分庁舎を廃止することも見据え、目的外使用として入居している団体と調整を行います。



#### ⑨ 宮城県商工振興センター

今回検討対象とした他施設との集約等はありません。

当面の間、必要な修繕更新を計画的に行うとともに、入居団体の意向も確認しながら、今後、再編により生じる跡地等の利活用を含めて移転等について検討を行います。



#### ⑩ みやぎ若年者就職支援センター（みやぎジョブカフェ）

今回検討の対象とした他施設との集約等はありません。

当面の間、現状を維持しつつ、今後、将来的な就労支援の在り方やハローワークとの連携の在り方等も考慮しながら、再編により生じる跡地等の利活用を含めて移転等について検討を行います。



## 再編のイメージ

対象施設	再編方針(概要)
<b>①本町第3分庁舎</b> <b>宮城県聴覚障害者情報センター (みみサポみやぎ)</b> <b>【福祉】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障害者全般の相談, 情報提供窓口</li> <li>・啓発活動や手話通訳者などの人材育成</li> </ul>	建物は基本的に廃止する方向で検討。 県庁周辺の県有の土地建物, 外郭団体の建物の整備方針等を注視し, 移転を検討。
<b>②宮城県民会館 (東京エレクトロンホール宮城)</b> <b>【文化・芸術】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本県の文化芸術活動の拠点</li> <li>・舞台芸術や音楽の鑑賞, 発表の場</li> <li>・会議室や展示室の貸出</li> </ul>	<b>集約・複合化</b> <b>《仙台医療センター跡地》</b>
<b>③榴ヶ岡分室庁舎 (旧公文書館)</b> <b>宮城県民間非営利活動プラザ (みやぎNPOプラザ)</b> <b>【NPO活動】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間非営利活動を総合的に促進する拠点</li> <li>・NPOに関する相談, 研修, 各種情報発信</li> <li>・事務室, 資機材の貸与による育成支援</li> </ul>	建物は基本的に廃止する方向で検討。 <b>集約・複合化</b> <b>《仙台医療センター跡地》</b>
<b>教育庁文化財課分室</b> <b>【庁舎等】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の埋蔵文化財発掘調査拠点</li> <li>・出土した土器や石器等の整理, 記録作成</li> </ul>	浮島収蔵庫 (多賀城市) の敷地の活用など移転に向けて検討。
<b>宮城県婦人会館</b> <b>【生涯学習】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性団体の活性化, 女性の教養向上</li> <li>・研修の実施や研修室の貸出</li> </ul>	<b>集約・複合化</b> <b>《現エスポールみやぎ敷地》</b>
<b>④エスポールみやぎ (宮城県青年会館)</b> <b>【生涯学習】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年の健全な育成</li> <li>・研修室の貸出や宿泊事業等</li> </ul>	<b>集約・複合化</b> <b>《現エスポールみやぎ敷地》</b>
<b>⑤宮城県母子・父子福祉センター</b> <b>【福祉】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親等に対する各種相談, 就業支援</li> </ul>	<b>集約・複合化*</b> <b>《現エスポールみやぎ敷地》</b>
<b>⑥宮城県第二総合運動場</b> <b>【スポーツ】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・武士道に由来するスポーツ拠点</li> <li>・県, 東北レベルの大会が開催</li> </ul>	当面の間, 現状維持。県有体育施設の整備の在り方を含め, 再検討。
<b>⑦宮城県美術館</b> <b>【文化・芸術】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・美術品の収集, 保存, 展示</li> <li>・教育普及活動</li> </ul>	<b>集約・複合化する方向で更に検討</b> <b>《仙台医療センター跡地》</b>
<b>⑧多賀城分庁舎</b> <b>【庁舎等】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主に目的外使用として県関係団体等が入居</li> </ul>	当面の間, 現状維持。県の利活用見込みや修繕更新費用等を踏まえて建物の取扱いを検討。
<b>⑨宮城県商工振興センター</b> <b>【庁舎等】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業の振興を図るための拠点</li> <li>・県の商工関係の外郭団体等が入居</li> </ul>	当面の間, 現状維持。再編により生じる跡地等の利活用を含めて移転を検討。
<b>⑩みやぎ若年者就職支援センター (みやぎジョブカフェ)</b> <b>【雇用・労働】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若者 (15~44 歳) の就職の支援施設</li> <li>・キャリアコンサルティングや就職支援セミナー</li> </ul>	当面の間, 現状維持。再編により生じる跡地等の利活用を含めて移転を検討。

※ 宮城県母子・父子福祉センターについては, 県庁周辺の県有の土地及び建物の利用状況や県庁周辺の外郭団体の建物の整備方針についても注視しながら, 県庁周辺への移転の可能性も並行して検討します。

## 4. 集約・複合化を図る施設

### 仙台医療センター跡地での集約等

文化芸術の振興や民間非営利活動の促進の拠点として、「宮城県民会館（東京エレクトロンホール宮城）」、「宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）」を集約・複合化します。また、「宮城県美術館」を集約・複合化する方向で更に検討を進めます。

検討に当たっては、類似した諸室機能の共有化による施設規模の適正化や施設同士の相乗効果等による施設機能の強化及び県民サービスの向上を図るとともに、宮城県美術館については、それに加え、文化的価値や事業費、施工上の条件など様々な観点から現地改修と移転新築のメリット・デメリットを整理し、方向性を判断することとします。

#### 【計画地概要】

宮城県のほぼ中央に位置し、宮城県庁から約4km、JR仙台駅から約2kmの位置にあり、JR仙石線宮城野原駅に直結しています。また、国道45号に近接し、敷地の北側が市道元寺小路福室線に接道するなど、交通条件に優れています。

南側には年間約193万人が利用する宮城野原公園総合運動場が位置しており、南東側にあるJR仙台貨物ターミナル駅敷地は、県の広域防災拠点（平時は公園）として整備する予定です。また、西側には、学校や戸建て住宅が隣接しているほか、徒歩約10分の場所に榴岡公園が立地しています。



所在地	仙台市宮城野区宮城野二丁目地内		
面積	約54,530㎡		
都市計画決定の内容	用途地域	近隣商業地域（建ぺい率80%/容積率300%）	
	高度地区	第四種高度地区	
	防火地区	準防火地域	
	特別用途地区	大規模集客施設制限地区（近隣商業地域）	

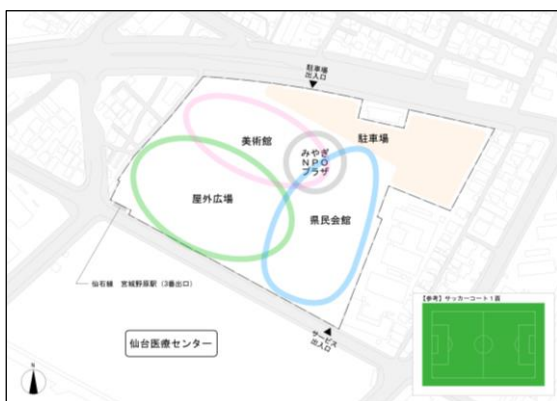


図3 施設配置例



図4 施設配置イメージ

### 【集約・複合化の主なねらい・効果等】

- 類似の諸室機能を共有化し、施設規模の適正化を図ることで、稼働率の向上、施設管理の効率化が見込まれます。
- 音楽、演劇、美術が一体となった文化芸術の振興・継承の拠点として、県民の多様な文化芸術の創造・発表・享受の機会充実、集客力の強化等につながり、文化芸術活動の更なる活性化や新しい価値の創造といった効果が期待できます。
- NPO活動の情報発信や交流促進機能の強化、文化芸術分野の活動団体との連携・協働の可能性が広がります。
- 計画地周辺の宮城野原公園総合運動場及び現在整備計画が進められている広域防災拠点公園、榴岡公園などと一体となった面的に広がりのある回遊性を持った県民の憩いの場の形成ができます。
- 国道4号、45号、三陸縦貫自動車道といった高速・幹線道路へのアクセスも優れることから、県の東部・沿岸部、県南部・北部に開かれた交流拠点となることが期待できます。

### 現エスポールみやぎ（宮城県青年会館）敷地での集約等

「エスポールみやぎ（宮城県青年会館）」、「宮城県婦人会館」、「宮城県母子・父子福祉センター※」を集約・複合化し、類似した諸室機能の共有化による施設規模の適正化や施設同士の相乗効果等による施設機能の強化及び県民サービスの向上を図ります。

※ 宮城県母子・父子福祉センターについては、県庁周辺の県有の土地及び建物の利用状況や県庁周辺の外郭団体の建物の整備方針についても注視しながら、県庁周辺への移転の可能性も並行して検討します。

### 【計画地概要】

宮城県のほぼ中央に位置し、宮城県庁まで約4kmの位置にあり、周辺には宮城県消防学校や仙台土木事務所、保健環境センター、宮城県障害者総合スポーツセンターなどの公用施設が多く立地するほか、主に低層を中心とした住宅地が広がっています。

沿道に生活用品や飲食関係の店舗が建ち並ぶ市道台原南小泉線沿いに立地し、最寄りの公共交通であるJR東北本線東仙台駅からは徒歩20分ほどかかりますが、仙台駅等からのバス路線があります。また、県道仙台松島線に近く、自動車の利便性は高い場所にあります。



所在地	仙台市宮城野区幸町四丁目地内	
面積	約4,827㎡	
都市計画決定の内容	用途地域	第一種住居地域/第二種住居地域 (建ぺい率60%/容積率200%)
	高度地区	第三種高度地区

### 【集約・複合化の主なねらい・効果等】

- 類似の諸室機能を共有化し、施設規模の適正化を図ることで、稼働率の向上、施設管理の効率化が可能となります。
- それぞれの対象は異なるものの、研修の場の提供が主な事業であり、機能面での親和性が高く、利用者間の交流や事業の連携など、これまでの取組の更なる発展が期待できます。

## 5. 今後の展開

今回検討の対象となった施設については、本基本方針の内容に沿って、更に具体化に向けた検討を進めます。特に、集約・複合化を図る施設については、今後、周辺施設との連携も含めて、具体的な整備手法、設備、管理運営方法など、整備に向けた構想の検討を進めるとともに、集約・複合化に伴う施設・跡地等の利活用についても、仙台市をはじめとした関係機関等との協議調整を重ねながら検討を進めます。

また、今回、検討の対象とならなかった施設の老朽化への対応や、宮城球場（昭和25年築）のような大型の施設等の老朽化への対応も依然として課題となります。

引き続き、「宮城県公共施設等総合管理方針」に則り、本方針を参考としながら、県有施設等の総合的かつ計画的な管理に向けた不断の努力を継続していきます。

県有施設等の再編に関する基本方針《概要版》 令和2年3月

---

編集・発行

宮城県震災復興・企画部震災復興政策課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL 022-211-2478 FAX 022-211-2493

E-mail [seisaku@pref.miyagi.lg.jp](mailto:seisaku@pref.miyagi.lg.jp)

URL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/seisaku/>

---



---

## 県有施設等の再編に関する基本方針

---

令和2年3月

宮城県



## 目次

第1章	はじめに	1
1	公共施設の現状	1
(1)	宮城県の公共施設を取り巻く社会情勢	1
(2)	国や地方公共団体の動向	2
2	県有施設等の再編に関する基本方針策定の趣旨	3
第2章	検討の対象とした県有施設等	4
1	対象施設の抽出方法	4
2	各施設の概要	4
3	施設の位置	8
第3章	県有施設等の再編方針	9
1	再編の基本的な考え方	9
2	各施設の再編方針	9
3	再編のイメージ	16
第4章	集約・複合化を図る施設	17
1	仙台医療センター跡地での集約等	17
(1)	計画地概要	17
(2)	集約・複合化のねらい・効果等	18
(3)	県の関連計画等	19
(4)	敷地配置のイメージ	20
(5)	他地方公共団体等における類似事例	21
(6)	今後検討・整理すべき事項	23
2	現エスポールみやぎ（宮城県青年会館）敷地での集約等	25
(1)	計画地概要	25
(2)	集約・複合化のねらい・効果等	25
(3)	県の関連計画等	26
(4)	今後検討・整理すべき事項	26
第5章	今後の展開	28
参考資料		29
1	県有施設再編等の在り方検討懇話会	29
2	利活用可能な県有地	31

# 第1章 はじめに

## 1 公共施設の現状

### (1) 宮城県の公共施設を取り巻く社会情勢

#### ① 宮城県の公共施設の状況

宮城県の公共施設整備は、昭和の高度成長期から増加し、バブル崩壊後には激減している。旧耐震基準が適用されていた昭和55年度以前に建設された県有施設は延床面積ベースで34.8%に上るなど、多くの施設が改修や更新の時期を迎えている。

人口減少に伴い、財政規模の縮小が見込まれる一方で、宮城県の公共施設（公用施設及び公共用施設）の更新等にかかる費用の推計は、平成28（2016）年度からの40年間で総額約1兆2,394億円（年平均309億円）になるとされている。また、道路や橋梁、河川管理施設、ダム、水道等の社会基盤施設も同様に老朽化が進んでおり、今後更新等の必要が生じることから、将来の一層の厳しい財政状況が想定される。

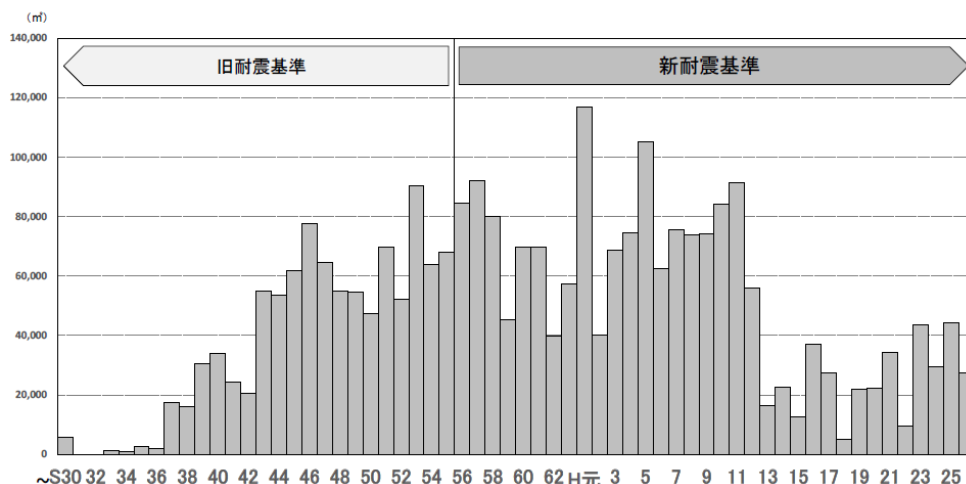


図1 建築年度別の延床面積の推移（出典：「宮城県公共施設等総合管理方針」）

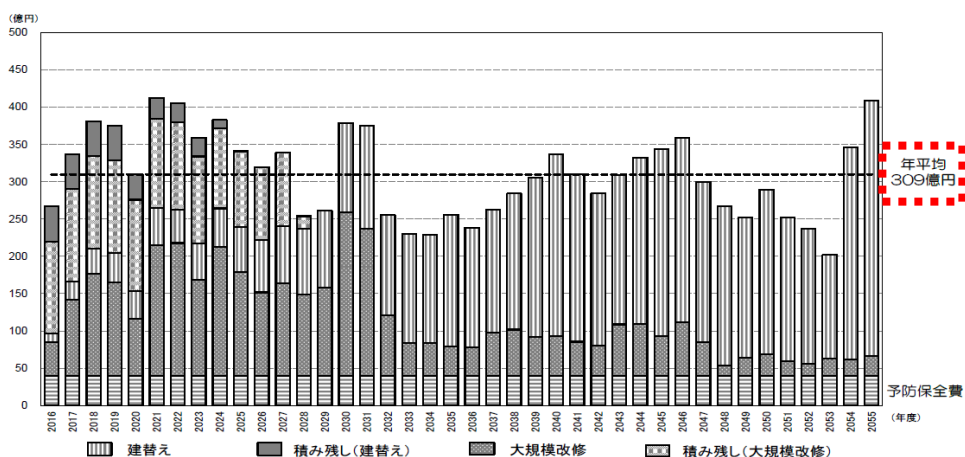


図2 公用・公共用施設に係る更新等費用推計額※1・2（出典：「宮城県公共施設等総合管理方針」）

※1 『宮城県公共施設等総合管理方針』における予防保全費をかけ、耐用年数が30%伸びるように長寿命化し、同一延床面積で更新する場合の推計値。予防保全費とは、点検・診断や定期的・計画的な修繕など、不具合の発生を事前に予防するための経費。耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（財務省）における耐用年数。

※2 積み残し：平成27年3月31日時点で、既に建替え又は大規模改修の該当時期を経過しているもの。

## ② 人口減少・少子高齢化

宮城県の人口は、平成12（2000）年の約236万5千人をピークに減少に転じており、令和27（2045）年には180万9千人となり、平成27（2015）年と比較し約22%の減少となることを見込まれている。また、65歳以上の人口割合も既に全体の4分の1を超え、同じく令和27（2045）年には約40%に達する見込みであるなど、人口減少・少子高齢化が進行していくと予測される。

人口減少の進行に伴い、公共施設等の利用需要の変化が予想されるほか、高齢化、共働き世帯の増加、情報化社会の更なる進展等の社会状況やライフスタイルの変化に伴う、県民ニーズの多様化・複雑化により、活用しにくい施設の発生やこれまでの公共施設によるサービス提供にとらわれない、新たなニーズに応える必要性が高まっている。

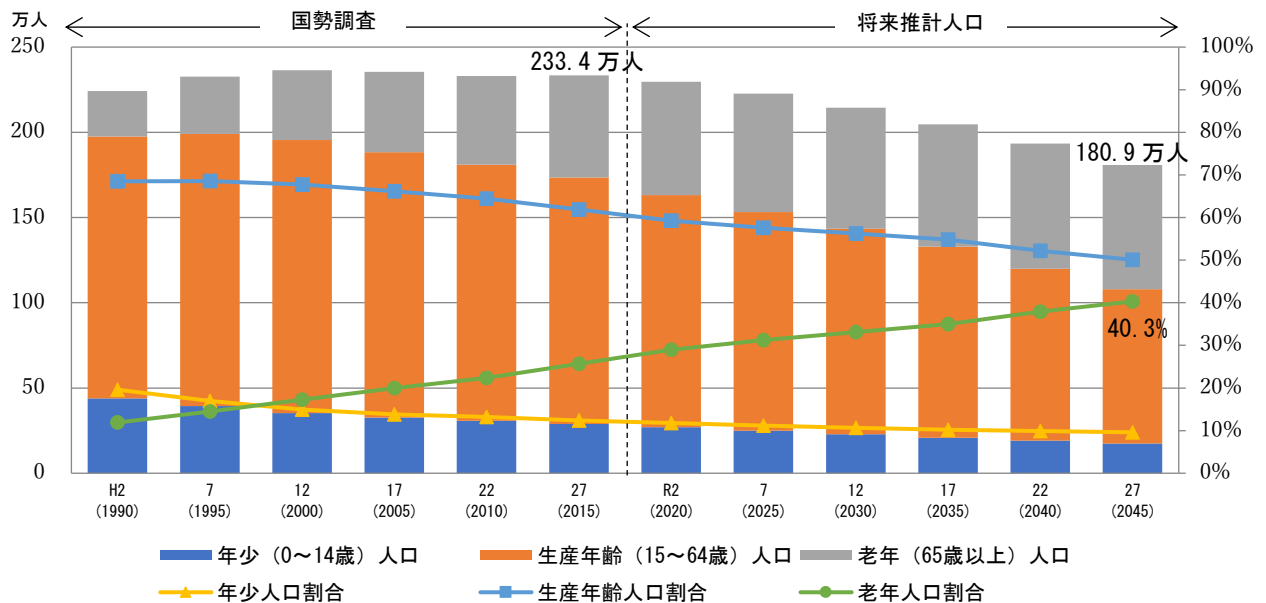


図3 宮城県人口の推移及び今後の予測※

※ 平成27年度までは国勢調査の結果、以降は、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口（平成30（2018）年推計）による。

## (2) 国や地方公共団体の動向

これらの社会情勢を踏まえて、国はインフラの戦略的な維持管理・更新などを推進するための「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月）を策定し、地方公共団体による公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定を促進している。また、平成29年には、「公共施設等適正管理推進事業債」が創設され、公共施設等の適正管理や防災・減災対策のために、財政面からも支援を行っている。

全国の地方公共団体においては、財政的に厳しい中、過去に建設された公共施設が大量に更新時期を迎える状況にあり、公共施設等総合管理計画や個別施設計画を策定し、廃止・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより公共施設等の最適な配置の実現に向け取り組んでいるところである。

## 2 県有施設等の再編に関する基本方針策定の趣旨

1のような現状を踏まえ、本県では、平成28年7月に「宮城県公共施設等総合管理方針」を定め、概ね、令和2年度までを目標に個別施設計画を策定することとしているが、今後、建替えや大規模修繕を行うに当たっては、各施設の個別の検討だけではなく、施設総量の適正化の意識を持ち、県として全体的な視点に立った上で、それぞれの施設の将来的な方向性を検討する必要がある。

このため、県では、震災復興・企画部が中心となり、県有施設の中でも、老朽化が進行し、建替えや大規模修繕等の対応が見込まれる具体的な施設を抽出（第2章を参照）し、施設を所管する部局（総務部、環境生活部、保健福祉部、経済商工観光部、教育庁）と協議・調整を行ったほか、有識者等6名で構成される「県有施設再編等の在り方検討懇話会」（参考資料の1を参照）を開催して、構成員から意見を聴取した上で、「県有施設等の再編に関する基本方針」を策定した。これは、「宮城県公共施設等総合管理方針」で示された基本方針を前提とし、集約・複合化を含めた施設の再編について、所管部局を横断した全体的な検討を踏まえた当該施設の将来的な方向性を示すものである。

今後、「県有施設等の再編に関する基本方針」を踏まえ、個別施設計画の策定又は見直しを行うこととする。

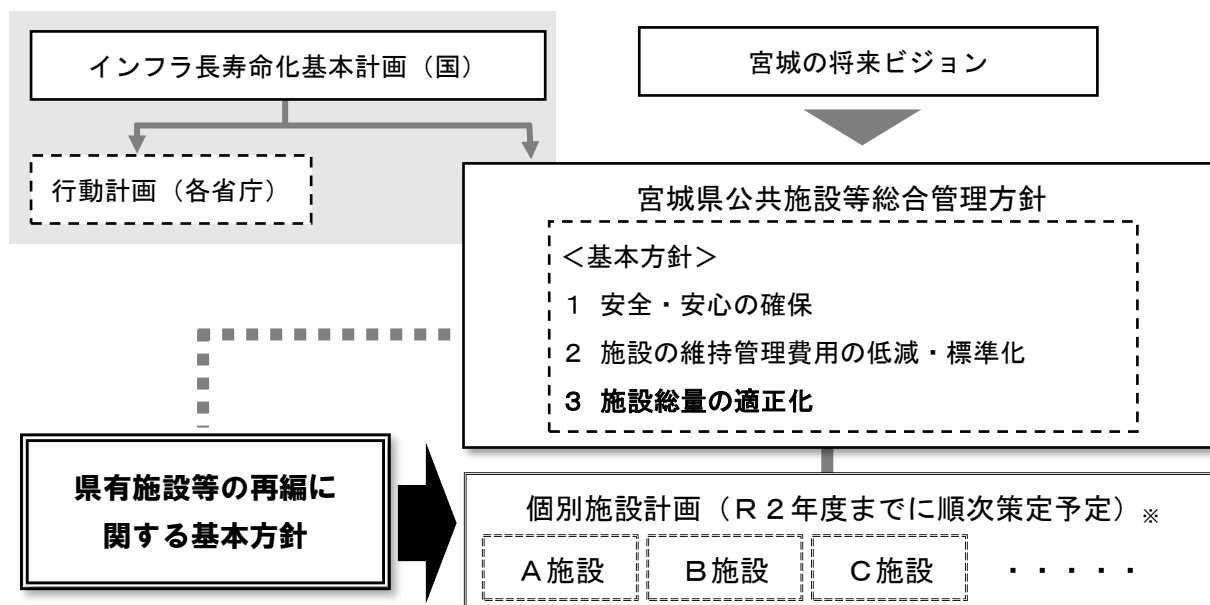


図4 本基本方針の位置付け

※ 原則、施設類型小分類ごとに策定する。

## 第2章 検討の対象とした県有施設等

### 1 対象施設の抽出方法

「宮城県公共施設等総合管理方針」の施設類型における「公共用施設」に該当する施設（学校及び公営住宅を除く。）のうち、老朽化に伴い、今後、大規模修繕・改築・移転等が想定される、概ね築30年以上が経過した仙台市内及び仙台市近郊に所在する県有施設※を中心に、施設の所管部局の意向を確認した上で、再編の検討を行う施設を抽出した。

なお、エスポールみやぎ（宮城県青年会館）については、（一財）宮城県青年会館が所有し、管理運営を行っている施設であるが、同様に老朽化が進んでいることから、青年団体の活動拠点として公共性の高い施設であることや県有地に立地していることなどを踏まえ、検討の対象とした。また、宮城県若年者就職支援センター（みやぎジョブカフェ）については、現在、民間ビルの一室を賃借し設置しているため、老朽化した県有施設等に該当しないものの、賃借料や広さに課題があることから、今回の機会を捉え、再編の検討を行うため、対象に加えたものである。

※ 県が所有又は区分所有しているもので、外郭団体等に貸与している施設を含む。

### 2 各施設の概要

#### ① 本町第3分庁舎【宮城県聴覚障害者情報センター（みみサポみやぎ）・宮城県オリンピック・パラリンピック大会推進課 他】

所在地	仙台市青葉区本町三丁目1-6		
建築年月	昭和39年6月	延床面積	1,375㎡
構造	鉄筋コンクリート造	敷地面積	約1,222㎡
階数	地上4階	耐震化の有無	耐震診断済 補強不要
主な諸室機能	【宮城県聴覚障害者情報センター（みみサポみやぎ）】 会議室・研修室・相談室 等 【宮城県オリンピック・パラリンピック大会推進課 他】 執務室・会議室 等		
主な利用者	【宮城県聴覚障害者情報センター（みみサポみやぎ）】 聴覚障害者及びその家族・手話通訳者 等 【宮城県オリンピック・パラリンピック大会推進課 他】 県職員 等		

#### ② 宮城県民会館（東京エレクトロンホール宮城）

所在地	仙台市青葉区国分町三丁目3-7		
建築年月	昭和39年9月	延床面積	12,470㎡
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造	敷地面積	約3,627㎡
階数	地上6階/地下1階	耐震化の有無	平成19年に耐震補強済
主な諸室機能	ホール（舞台、客席、楽屋）・会議室・教養室・展示室・リハーサル室 等		
主な利用者	一般県民・県外からの利用者 等		

③ 榴ヶ岡分室庁舎（旧公文書館）【宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）・教育庁文化財課分室・宮城県婦人会館】

所在地	仙台市宮城野区榴ヶ岡5		
建築年月	昭和42年11月	延床面積	5,221㎡
構造	本館：鉄筋コンクリート造 書庫：鉄筋コンクリート造	敷地面積	約4,942㎡
階数	本館：地上3階／地下1階 書庫：地上3階（5層式）	耐震化の有無	平成12年に耐震補強済
主な諸室機能	<b>【宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）】</b> 会議室・交流サロン・レストラン・事務室・書庫・倉庫 等 <b>【教育庁文化財課分室】</b> 事務室・調査室・作業室・書庫・収蔵庫 等 <b>【宮城県婦人会館】</b> 研修室・事務室・倉庫 等		
主な利用者	<b>【宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）】</b> 民間非営利活動団体・一般県民 等 <b>【教育庁文化財課分室】</b> 県職員 等 <b>【宮城県婦人会館】</b> 婦人会等の女性団体・一般県民 等		

④ エスポールみやぎ（宮城県青年会館）

所在地	仙台市宮城野区幸町四丁目5-1		
建築年月	昭和52年9月	延床面積	2,308㎡
構造	鉄筋コンクリート造	敷地面積	約4,827㎡
階数	地上4階／地下1階	耐震化の有無	耐震診断未実施
主な諸室機能	会議室・研修室・宿泊室・事務室 等		
主な利用者	学校関係・一般県民（企業等） 等		

⑤ 宮城県母子・父子福祉センター

所在地	仙台市宮城野区安養寺三丁目7-3		
建築年月	昭和55年1月	延床面積	921㎡
構造	鉄筋コンクリート造	敷地面積	約1,865㎡
階数	地上3階	耐震化の有無	耐震診断済 補強不要
主な諸室機能	会議室・研修室・相談室 等		
主な利用者	ひとり親及び寡婦，その子ども 等		



⑥ 宮城県第二総合運動場

所在地	仙台市太白区根岸町15-1		
建築年月	武道館：昭和56年3月 遠的弓道場：平成11年3月 近的弓道場：平成11年11月 合宿所：平成4年3月	延床面積	7,526㎡
構造	武道館：鉄骨鉄筋コンクリート造 遠的弓道場：鉄骨造 近的弓道場：木造一部鉄骨造 合宿所：鉄骨造	敷地面積	約13,752㎡
階数	武道館：地上5階 遠的弓道場：地上1階 近的弓道場：地上1階 合宿所：地上2階	耐震化の有無	耐震診断済 補強不要
主な諸室機能	柔道場・剣道場・弓道場・会議室・研修室 等		
主な利用者	武道愛好家・文化スポーツサークル・学校関係（部活動） 等		

⑦ 宮城県美術館

所在地	仙台市青葉区川内元支倉34-1		
建築年月	本館：昭和56年8月 佐藤忠良記念館：平成2年6月	延床面積	15,203㎡
構造	本館：鉄筋コンクリート造 （一部鉄骨鉄筋コンクリート造） 佐藤忠良記念館：鉄筋コンクリート造	敷地面積	約34,517㎡
階数	本館：地上2階／地下1階 佐藤忠良記念館：地上1階／地下1階	耐震化の有無	耐震診断済 補強不要
主な諸室機能	展示室・講堂・創作室・県民ギャラリー・レストラン・ショップ・図書室・映像室・収蔵庫・学芸員室 等		
主な利用者	一般県民・県外からの利用者・学校関係 等		

⑧ 多賀城分庁舎

所在地	多賀城市鶴ヶ谷1-4-1		
建築年月	昭和58年5月	延床面積	2,905㎡
構造	事務所：鉄筋コンクリート造 車庫（5棟）：鉄骨造 無線局舎：鉄筋コンクリート造	敷地面積	約6,468㎡
階数	事務所：地上3階 車庫：地上1階（4棟）、 地上2階（1棟） 無線局舎：地上2階	耐震化の有無	新耐震基準により設計
主な諸室機能	事務室・作業室・倉庫 等		
主な利用者	団体職員・県職員 等		

⑨ 宮城県商工振興センター

所在地	仙台市青葉区上杉一丁目14-3		
建築年月	昭和63年3月	延床面積	3,797㎡
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造	敷地面積	約1,242㎡ ※県を含む3者共有地
階数	地上3階/地下1階	耐震化の有無	新耐震基準により設計
主な諸室機能	事務室・作業室・倉庫・資料室 等		
主な利用者	団体職員 等		

⑩ みやぎ若年者就職支援センター（みやぎジョブカフェ）

所在地	仙台市青葉区中央1-2-3（民間ビルの一室を賃借）		
建築年月	—	延床面積	198㎡
構造	—	階数	—
耐震化の有無	—		
主な諸室機能	待合スペース・相談スペース・セミナースペース 等		
主な利用者	一般県民（主に15～44歳） 等		

注）施設概要は築年月順に記載している。

### 3 施設の位置

①本町第3分庁舎



④エスポールみやぎ（宮城県青年会館）



※出典：エスポールみやぎ（宮城県青年会館）ホームページ

⑨宮城県商工振興センター



⑤宮城県母子・父子福祉センター



⑧多賀城分庁舎



⑦宮城県美術館



②宮城県民会館（東京エレクトロンホール宮城）



③榴ヶ岡分室庁舎（旧公文書館）



⑥宮城県第二総合運動場

※出典：宮城県第二総合運動場ホームページ



出典：みやぎジョブカフェホームページ

⑩みやぎ若年者就職支援センター（みやぎジョブカフェ）

図5 各施設の位置及び外観等

## 第3章 県有施設等の再編方針

### 1 再編の基本的な考え方

「宮城県公共施設等総合管理方針」の基本方針等を踏まえ、下記の基本的な考えをもとに、再編を検討した。

#### I 県有施設の規模の適正化と施設機能の強化の実現

- 「施設総量の適正化」の観点から、集約・複合化によって、対象施設における重複、類似した諸室機能の共有化を図り、施設規模の適正化を目指す。
- 県の関連計画等も踏まえながら、県の施設としての役割を果たすために必要な施設機能を確保することを前提に、集約・複合化した施設同士の相乗効果による機能強化や県民サービスの更なる向上を目指す。

#### II 公有地の有効活用と県有施設の最適な立地の選定

- Iにおける集約・複合化を図る施設の立地は、公有地を有効に活用する観点から、現在、利活用可能な県有地（参考資料の2を参照）から優先的に適否について検討を行う。
- 周辺環境や利用者の利便性、建築関連法令等を考慮して、最適な場所を選定する。

なお、対象施設のうち、他施設との集約等に適さない、あるいは、別の観点からの検討が必要であるなどの場合は、当該施設については個別に検討を進めることとし、本方針においては、検討に当たっての方向性を提示することとする。

### 2 各施設の再編方針

#### ① 本町第3分庁舎

昭和39年に建築され、平成6年度に県が当該施設の土地及び建物を取得した。これまで、国体・障害者スポーツ大会局（平成11年度～13年度）、全国和牛能力共進会推進室（平成27年度～29年度）、オリンピック・パラリンピック大会推進課（平成30年度～令和2年度予定）など時限で設置された県組織の執務室のほか、県警本部の分庁舎や県庁舎外の会議室等として利用されてきた。

なお、平成26年度から、1階に「宮城県聴覚障害者情報センター（みみサポみやぎ）」が入居している。当該施設は、聴覚障害者を地域で支える中核的拠点として、宮城県が（一社）宮城県聴覚障害者福祉会に業務を委託し、運営している施設である。聴覚障害者全般に

関して総合的かつ専門的に対応する相談及び情報提供の窓口となっているほか、啓発や交流・社会参加に関する事業や手話通訳者等の養成、派遣、研修等を実施している。

これまで、屋上防水や外壁、内装、電気・機械設備をそれぞれ部分的に改修しているが、築55年が経過し、施設全体の老朽化が著しい。現在は、問題や異常が発生した場合、必要最低限の修繕を行っている状況である。県として将来的な当該建物の利用等の方向性を定め、今後の維持管理に係る計画を検討する必要がある。

#### 【再編方針】

本町第3分庁舎の建物については、現在のオリンピック・パラリンピック大会推進課の業務が終了した後は、現時点で県としての特定の用途を想定していないことから、今後、基本的には廃止する方向で検討を行い、入居している施設については、移転に向けた検討を行う。

宮城県聴覚障害者情報センター（みみサポみやぎ）については、主に聴覚障害者やその家族が利用する施設であり、利用者への影響や交通アクセスが重要であることを考慮すると、現在の立地から大きく離れない場所への移転が望ましい。このため、県庁周辺の県有の土地及び建物の利用状況や同様に老朽化が進む県庁周辺の外郭団体が所有する建物の整備方針等を注視しながら、移転の検討を行う。

## ② 宮城県民会館（東京エレクトロンホール宮城）

昭和39年に建築され、本県の文化芸術活動の拠点施設として、舞台芸術や音楽をはじめとした文化芸術活動のための施設の提供、文化芸術を鑑賞する機会の提供、文化芸術活動に参加する機会の提供などを行っている。現在は、（公財）宮城県文化振興財団、（株）東北共立、陽光ビルサービス（株）で構成される「宮城県民会館管理運営共同企業体」が指定管理者として管理運営を行っている。また、東京エレクトロン宮城（株）が施設命名権を保有している。

築55年が経過し、施設全体の老朽化が著しい。これまでも大規模な改修を行ってきたものの、近年要求される施設設備の水準には達しておらず、電気設備や舞台機構設備等の更新には多額の費用が見込まれる。また、駐車場が少ないほか、資材搬入の際に大型トラックが駐車できない、座席が狭い、トイレが少ない、バリアフリー化が遅れているなど利用者に対するアメニティが低いことも課題である。

これらの状況を踏まえ、施設を所管する環境生活部では、平成30年度に「県民会館の整備のあり方に関する有識者会議」を設置し、有識者から意見を聴取しながら、仙台医療センター跡地（仙台市宮城野区）への移転を前提に宮城県民会館の施設整備の方向性や機能、規模等について個別の検討を行い、令和2年3月に「宮城県民会館整備基本構想」を策定した。

#### 【再編方針】

環境生活部における検討内容等も踏まえ、宮城県民会館については、仙台医療センター跡地（仙台市宮城野区）に移転することとし、宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）と集約・複合化する。また、宮城県美術館と集約・複合化する方向で更に検討を進める（第4章の1を参照）。

### ③ 榴ヶ岡分室庁舎（旧公文書館）

昭和42年に県立図書館として建築され、平成9年度に図書館が現在地（仙台市泉区）に移転した後は、宮城県公文書館（平成13年度～平成24年度）等として利用された。現在は、1階に宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）（平成13年度～）、2階と3階の一部に県教育庁文化財課の分室（平成25年度～）、3階の一部に宮城県婦人会館（平成22年度～）が入居している。

宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）については、県内の民間非営利活動を総合的に促進するための拠点施設であり、平成13年度から設置されている。主に相談・研修等による民間非営利活動の促進や各種情報発信、事務室や資機材の貸与によるNPOの育成支援などの事業を実施している。現在は、認定特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるるが指定管理者として管理運営を行っている。施設の設置当初に比べ県内のNPO法人数は増加しており、東日本大震災後、新たな担い手としてNPOへの期待が高まっているなど、当該施設の機能強化による民間非営利活動の更なる促進が求められている。

県教育庁文化財課の分室については、県内の埋蔵文化財発掘調査拠点として、発掘調査によって出土した土器、石器等の遺物の整理、記録作成等の業務を行っている。

宮城県婦人会館については、女性団体の活性化、女性の教養の向上を図るため、昭和47年に設置された施設であり、平成22年度から現在地に入居している。主に、女性教育・家庭教育・男女共同参画に関する研修や婦人団体主催事業への指導・助言、研修室の貸出等の事業を実施している。現在は、（一財）みやぎ婦人会館が指定管理者として管理運営を行っている。

築52年が経過し、建物の一部にコンクリートの剥離、屋上防水の劣化や雨漏りの発生が見られるほか、衛生設備については30年程度経過し、全面更新が必要であるなど、老朽化が進んでいる。将来的な当該建物の利用等の方向性を見据えて、計画的な対応が必要であるものの、それぞれ所管が異なる県の施設が入居していることから、各施設の将来的な方向性についても考慮する必要がある。

#### 【再編方針】

榴ヶ岡分室庁舎（旧公文書館）の建物については、築年数等を考慮して基本的には廃止する方向で検討を行い、現在入居している施設については、それぞれ移転に向けた検討を行う。

宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）については、仙台医療センター跡地（仙台市宮城野区）に移転することとし、宮城県民会館と集約・複合化する。また、宮城県美術館と集約・複合化する方向で更に検討を進める（第4章の1を参照）。

県教育庁文化財課の分室については、同課が所管し業務の関連性が大きい浮島収蔵庫（多賀城市）の敷地の活用など移転に向けた検討を行う。

宮城県婦人会館については、現エスポールみやぎ（宮城県青年会館）（仙台市宮城野区）の敷地に移転することとし、（一財）宮城県青年会館が計画するエスポールみやぎ（宮城県青年会館）の建替えに合わせ集約・複合化する（第4章の2を参照）。

#### ④ エスポールみやぎ（宮城県青年会館）

昭和52年に建築され、県内の青少年の文化と教養の向上を図るとともに、青少年の組織活動の発達を助長し、次代を担う健全な青少年の育成に寄与することを目的とした施設である。当該建物は（一財）宮城県青年会館が所有しているが、敷地は県有地となっている。青少年指導者育成、地域活動支援、各種国際交流等の事業のほか、研修室等の貸出や宿泊事業を実施している。また、宮城県の委託事業であるみやぎ青年婚活サポート事業も行っている。

築42年が経過し、建物の躯体にひび割れ、雨漏り跡、基礎や床の一部に沈下が見られるなど老朽化が著しい状況であり、（一財）宮城県青年会館は現在地における建替えを視野に検討を進めている。

##### 【再編方針】

エスポールみやぎ（宮城県青年会館）については、（一財）宮城県青年会館が計画する現在地での建替えに合わせ、宮城県婦人会館及び宮城県母子・父子福祉センターと集約・複合化する（第4章の2を参照）。

#### ⑤ 宮城県母子・父子福祉センター

昭和55年に建築され、母子及び父子並びに寡婦に対する各種相談、生活指導など母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉のための便宜を総合的に供与している。主に就労、子育て、日常生活上の問題についての相談対応や就業支援講習、就業情報の提供等の事業を実施している。現在は、（公財）宮城県母子福祉連合会が指定管理者として管理運営を行っている。

築40年が経過し、各所にコンクリートのひび割れや爆裂、塗装の剥離等が生じており、全体的に外壁や屋上防水の劣化が見られる。また、設備の多くが建築当初から更新されておらず、全面更新が必要である。さらに、現在は、2階の一部と3階にある寮機能を使用しておらず、施設管理上、非効率な状況となっている。

##### 【再編方針】

宮城県母子・父子福祉センターについては、現エスポールみやぎ（宮城県青年会館）（仙台市宮城野区）の敷地に移転することとし、（一財）宮城県青年会館が計画するエスポールみやぎ（宮城県青年会館）の建替えに合わせ集約・複合化する（第4章の2を参照）。

ただし、福祉関係施設という点で、宮城県聴覚障害者情報センター（みみサポみやぎ）等との集約も考えられることから、県庁周辺の県有の土地及び建物の利用状況や県庁周辺の外郭団体の建物の整備方針等についても注視しながら、県庁周辺への移転の可能性も合わせて検討する。

#### ⑥ 宮城県第二総合運動場

武士道に由来するスポーツ（柔道、剣道、弓道）の拠点施設であり、県内唯一の柔道場、剣道場、弓道場を一か所に備える施設である。県・東北レベルの柔道、剣道、弓道の大会が開催されるほか、武道愛好家の練習や学校の部活動にも使用される。敷地内には、武道館（昭和56年築）、弓道場（遠的）（平成11年築）、弓道場（近的）（平成11年築）、合宿所（平

成4年築), クライミングウォールがある。現在は, 宮城県スポーツ協会・ミズノグループが指定管理者として管理運営を行っている。

築38年が経過し, 屋上防水の一部の劣化が見られるほか, 設備の多くが建築当初から更新されておらず, 全面更新が必要である。また, 障害者席やエレベーターが設置されていないなどバリアフリーに課題がある。

#### 【再編方針】

仙台市内をはじめ各市町村に同様の体育施設が存在するほか, 県内の学校施設にも体育館が設置されているなど類似施設が多数ある。

このため, 宮城県第二総合運動場は, 今回検討の対象とした他施設との集約等を行わず, 当面, 必要な修繕更新を行いながら, 県有体育施設の整備の在り方を含め, 再検討を行う。

### ⑦ 宮城県美術館

昭和56年に建築され, 美術作品等の収集, 保存及び展示, 各種展覧会の企画・実施, 県民への教育普及活動及び創作活動の企画・指導助言等を行っている。また, 平成2年には, 佐藤忠良記念館が本館に併設されている。

本館については, 築38年が経過し, 老朽化した屋内外の建物・設備等の更新に加え, 収蔵庫の狭隘化の解消やバリアフリーをはじめとしたユニバーサルデザインへの配慮, 大型化が進む全国的な巡回展への対応や常設展示の充実等といった展示環境の課題などに対処する必要がある。そのため, 有識者の意見を取り入れながら, 今後の美術館の施設整備や運営の在り方を検討し, 平成28年度に「宮城県美術館リニューアル基本構想」を, 平成29年度に「宮城県美術館リニューアル基本方針」を策定したところである。「宮城県美術館リニューアル基本方針」においては、『「記憶に残る」「また訪れたい」「常に新しい発見のある」美術館』といった宮城県美術館の目指す姿や『「子どもたちの豊かな体験を創出する」「人々が憩い, くつろぎ, 集い, つながる」「国内外の人々が魅了される」「ともに築きあう」美術館』といったコンセプトが示されており, これらを実現するための具体的な改修内容が検討されている。

なお, 本リニューアル基本方針に基づき現地で増改築を含む大規模改修を行った場合には, 概算で50～60億円程度かかると推計されており, リニューアル工事期間中の長期休館も想定される。

また, 現美術館敷地の南側の地下を横断する仙台西道路のトンネルの土被りが約6mであり, 掘削, 荷重, 建築等の制限に係る地上権が設定されていることから, リニューアル基本方針においては, 敷地の南側ではなく, 北側に増築する内容としている。このため, 将来的に現地で建替えをする場合には, 当該地上権への対応に加え, 資機材の保管や作業スペースの確保など施工上の技術的条件は厳しいものになると考えられる。

こうした背景や, 第1章に掲げた人口減少等に伴う施設総量の適正化などの趣旨を踏まえ, 今回改めて, 移転・新築も視野に加え, 老朽化している県関係施設の再編整備等の観点から全体的な検討を行った。



#### 【再編方針】

移転新築の場合、現施設が抱える課題解消に向けて、抜本的な取組が可能になると考えられるとともに、長期休館が不要となる等といった利点もある。

これらの利点や集約・複合化による効果等を踏まえ、宮城県美術館については、仙台医療センター跡地（仙台市宮城野区）において、宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）と集約・複合化する方向で更に検討を進める（第4章の1を参照）。

検討に当たっては、現地改修と移転新築のメリット・デメリットを整理するとともに、「宮城県美術館リニューアル基本構想」及び「宮城県美術館リニューアル基本方針」等で示された宮城県美術館の目指す姿やコンセプト等を十分に尊重しながら進める。

#### ⑧ 多賀城分庁舎

昭和58年に宮城県仙台東土木事務所として建築された。平成20年度に仙台東土木事務所を現在の仙台土木事務所に統合して以降、県としては書庫や除雪車両倉庫、水防倉庫、緊急資材保管庫として利用するにとどまっており、大部分は県の関係団体（13団体）に目的外使用を認めている状況である。

なお、敷地内には宮城県危機対策課所管の無線局舎等が設置されている。

築36年が経過し、屋上防水等の劣化が進行しているほか、設備の多くが建築当初から更新されておらず、全面更新が必要である。特に空調設備は、主要な機器に不具合が発生している。

#### 【再編方針】

多賀城分庁舎については、主な利用形態が目的外使用許可による県関係団体等の事務室であることを踏まえ、今回検討の対象とした他施設との集約等を行わない。

当面の間、必要な範囲での修繕更新を行いつつ、今後の県としての利活用の見込みや修繕更新等に係る費用等を勘案しながら、建物の取扱いを検討する。

なお、将来的に多賀城分庁舎を廃止することも見据え、目的外使用として入居している団体と調整を行う。

#### ⑨ 宮城県商工振興センター

昭和63年に建築され、本県の経済と地域社会を支える中小企業の振興を図るための拠点施設であり、入居している各商工関係団体等<sup>※</sup>が公益事業等を展開している。当該建物は、宮城県と入居している団体（(公社)宮城県物産振興協会及び(一財)宮城県商工振興センターを除く。）の5者で共有しており、宮城県が建物の約28%の持ち分を所有している。施設の維持管理は、宮城県及び入居団体が組織した(一財)宮城県商工振興センターが行っている。

築31年が経過しており、施設全体に劣化が見られるほか、法令改正により現行法令不適合となったエレベーターへの対応等が必要である。また、電気設備は概ね更新されているが、衛生設備は概ね建築当初から更新されておらず、全面更新が必要である。

**【再編方針】**

宮城県商工振興センターについては、主な利用形態が県関係団体等の事務室であり、他の施設との親和性を見出せないこと等を踏まえ、今回検討対象とした他施設との集約等を行わない。

当面の間、必要な修繕更新を計画的に行うとともに、入居団体の意向も確認しながら、今後、再編により生じる跡地等の利活用を含めて移転等について検討を行う。

※ 現在入居している団体は、宮城県中小企業団体中央会、宮城県商工会連合会、(公財)みやぎ産業振興機構、(公社)宮城県物産振興協会、宮城県火災共済協同組合、(一財)宮城県商工振興センターである。

**⑩ みやぎ若年者就職支援センター（みやぎジョブカフェ）**

他の年代に比べて離職率が高い若者の再就職や就職氷河期世代の就職等を支援するため、キャリアコンサルティングを中心に就職支援セミナーや職業紹介等を実施している。本県では平成16年度から設置しており、平成21年に現在地に移転した。また、宮城労働局の仙台新卒応援ハローワークと併設されており、一体となって事業を行っている。

仙台駅に近接した民間ビルの一室を賃借しており、利便性が高いが、施設内が手狭であることや賃料の面で課題もある。

**【再編方針】**

みやぎ若年者就職支援センター（みやぎジョブカフェ）については、ハローワークとの一体的な運用が効果的であることなどを踏まえ、今回検討の対象とした他施設との集約等を行わない。

当面の間、現状を維持しつつ、今後、将来的な就労支援の在り方やハローワークとの連携の在り方等も考慮しながら、再編により生じる跡地等の利活用を含めて移転等について検討を行う。

注) 各施設の状況については、資料調査及び必要に応じて現地調査を実施した。

### 3 再編のイメージ

対象施設	再編方針(概要)
<b>①本町第3分庁舎</b> <b>宮城県聴覚障害者情報センター(みみサボみやぎ)</b> <span style="color: green;">【福祉】</span> ・聴覚障害者全般の相談、情報提供窓口 ・啓発活動や手話通訳者などの人材育成	建物は基本的に廃止する方向で検討。 県庁周辺の県有の土地建物、外郭団体の建物の整備方針等を注視し、移転を検討。
<b>②宮城県民会館(東京エレクトロンホール宮城)</b> <span style="color: orange;">【文化・芸術】</span> ・本県の文化芸術活動の拠点 ・舞台芸術や音楽の鑑賞、発表の場 ・会議室や展示室の貸出	<b>集約・複合化</b> <b>《仙台医療センター跡地》</b>
<b>③榴ヶ岡分庁舎(旧公文書館)</b> <b>宮城県民間非営利活動プラザ(みやぎNPOプラザ)</b> <span style="color: orange;">【NPO活動】</span> ・民間非営利活動を総合的に促進する拠点 ・NPOに関する相談、研修、各種情報発信 ・事務室、資機材の貸与による育成支援 <b>教育庁文化財課分室</b> <span style="color: blue;">【庁舎等】</span> ・県内の埋蔵文化財発掘調査拠点 ・出土した土器や石器等の整理、記録作成 <b>宮城県婦人会館</b> <span style="color: blue;">【生涯学習】</span> ・女性団体の活性化、女性の教養向上 ・研修の実施や研修室の貸出	建物は基本的に廃止する方向で検討。 <b>集約・複合化</b> <b>《仙台医療センター跡地》</b>
<b>④エスポールみやぎ(宮城県青年会館)</b> <span style="color: blue;">【生涯学習】</span> ・青少年の健全な育成 ・研修室の貸出や宿泊事業等	<b>集約・複合化</b> <b>《現エスポールみやぎ敷地》</b>
<b>⑤宮城県母子・父子福祉センター</b> <span style="color: green;">【福祉】</span> ・ひとり親等に対する各種相談、就業支援	<b>集約・複合化※</b> <b>《現エスポールみやぎ敷地》</b>
<b>⑥宮城県第二総合運動場</b> <span style="color: blue;">【スポーツ】</span> ・武道に由来するスポーツ拠点 ・県、東北レベルの大会が開催	当面の間、現状維持。県有体育施設の整備の在り方を含め、再検討。
<b>⑦宮城県美術館</b> <span style="color: orange;">【文化・芸術】</span> ・美術品の収集、保存、展示 ・教育普及活動	<b>集約・複合化する方向で更に検討</b> <b>《仙台医療センター跡地》</b>
<b>⑧多賀城分庁舎</b> <span style="color: blue;">【庁舎等】</span> ・主に目的外使用として県関係団体等が入居	当面の間、現状維持。県の利活用見込みや修繕更新費用等を踏まえて建物の取扱いを検討。
<b>⑨宮城県商工振興センター</b> <span style="color: blue;">【庁舎等】</span> ・中小企業の振興を図るための拠点 ・県の商工関係の外郭団体等が入居	当面の間、現状維持。再編により生じる跡地等の利活用を含めて移転を検討。
<b>⑩みやぎ若年者就職支援センター(みやぎジョブカフェ)</b> <span style="color: blue;">【雇用・労働】</span> ・若者(15~44歳)の就職の支援施設 ・キャリアコンサルティングや就職支援セミナー	当面の間、現状維持。再編により生じる跡地等の利活用を含めて移転を検討。

※ 宮城県母子・父子福祉センターについては、県庁周辺の県有の土地及び建物の利用状況や県庁周辺の外郭団体の建物の整備方針についても注視しながら、県庁周辺への移転の可能性も並行して検討する。

## 第4章 集約・複合化を図る施設

### 1 仙台医療センター跡地での集約等

「仙台医療センター跡地（仙台市宮城野区）」に、文化芸術の振興や民間非営利活動の促進の拠点として、「宮城県民会館（東京エレクトロンホール宮城）」、「宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）」を集約・複合化する。また、「宮城県美術館」を集約・複合化する方向で更に検討を進めることとする。検討に当たっては、類似した諸室機能の共有化による施設規模の適正化や施設同士の相乗効果等による施設機能の強化及び県民サービスの向上を図るとともに、宮城県美術館については、それに加え、文化的価値や事業費、施工上の条件など様々な観点から現地改修と移転新築のメリット・デメリットについて整理し、方向性を判断することとする。

#### (1) 計画地概要

仙台医療センター跡地（以下「計画地」という。）は、宮城県のほぼ中央に位置し、宮城県庁から約4 km、JR仙台駅から約2 kmの位置にあり、JR仙石線宮城野原駅に直結している。また、国道45号に近接し、計画地の北側が市道元寺小路福室線に接道するなど、交通条件に優れている。



計画地の南側に位置する宮城野原公園総合運動場は、野球場、陸上競技場、テニスコート等からなり、面積は約17 ha、年間約193万人が利用している。この総合運動場は、仙台市地域防災計画において広域避難所に位置付けられている。また、南東側に位置するJR仙台貨物ターミナル駅敷地は、県の広域防災拠点として整備予定である。西側には、学校や戸建て住宅等が隣接しているほか、徒歩約10分の場所に榴岡公園が立地している。

計画地は、仙台市の都市計画マスタープランにおける地域別構想「都心地区」の東側の外縁部に位置している。「都心地区」は「東北・仙台都市圏の交流拠点として活力を牽引し、商業・業務機能、国際交流機能、文化・芸術機能、居住機能など多様な機能と、仙台駅を中心とした利便性の高い交通環境が調和して相乗的に都市活力を生み出すよう、都市機能を強化・拡充」することを基本的方向としている。また、同計画の中で、前述の宮城野原公園総合運動場内にある宮城球場は、スポーツ交流拠点に位置付けられている。

#### 【仙台医療センター跡地】

所在地	仙台市宮城野区宮城野二丁目地内	
面積	約54,530㎡	
都市計画決定の内容	用途地域	近隣商業地域（建ぺい率80%/容積率300%）
	高度地区	第四種高度地区
	防火地区	準防火地域
	特別用途地区	大規模集客施設制限地区（近隣商業地域）

## (2) 集約・複合化のねらい・効果等

### ① 施設規模の適正化及び施設機能の強化

現在の施設がそれぞれ抱える課題等について、各施設が個別に機能拡充の検討を進めているが、全体的な視点に立った場合、類似の諸室機能（会議室・レストラン等）も多く、それらを可能な限り共有化し、施設規模の適正化を図ることで、稼働率の向上、施設管理の効率化が見込まれる。また、施設の集約・複合化により、全体的な延べ床面積を減少させることにより、国の特例的な起債制度等の活用を図るといった利点も期待できる。

施設機能面については、音楽、演劇、美術が一体となった文化芸術の振興・継承の拠点として、県民が多様な文化芸術を創造、発表、享受できる機会の充実や文化芸術情報の収集、発信の強化、集客力の強化につながり、多様な分野の交流による文化芸術活動の更なる活性化、新しい価値の創造といった効果が期待できる。また、他地方公共団体の事例を見ても文化芸術振興、集客面での相乗効果が見込まれると考えられる。

さらに、県民、企業、学校関係者など幅広い利用者が集まる施設と県内の民間非営利活動の拠点である宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）が併設されることで、NPO活動の情報発信やNPO、企業等相互の交流促進機能の強化につながり、文化芸術の分野においても様々な活動に意欲的に取り組んでいる団体との接点生まれ、連携・協働の可能性が広がる。

### ② 立地の選定

計画地については、仙台医療センターが現在地（県有地）に移転したことに伴い、県が交換により取得する土地である。集約・複合化した場合に想定される規模の施設を建築できる十分な広さを有しており、JR仙石線宮城野原駅に直結し、幹線道路に接しているなど交通の利便性が非常に高い。

計画地の周辺の宮城野原公園総合運動場及び現在整備計画が進められている広域防災拠点（平時は緑地公園となる予定）、榴岡公園などと一体となった面的に広がりのある回遊性を持った県民の憩いの場を形成することができる。

平時には、宮城野原公園総合運動場にある宮城球場（楽天生命パーク宮城）、仙台市陸上競技場、テニスコート等のスポーツ施設、広域防災拠点公園を訪れるレジャー関係等の来訪者が、文化芸術という新たな選択肢を得て、多種多様な価値観の下で相互に触れ合う機会を創出することにより、県民サービスの向上につなげることを目指していく。また、災害等有事の際には、宮城県民会館や宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）、敷地のオープンスペースを活かした災害対応も可能であるといった周辺施設との連携による効果が期待できる。

さらに、計画地は、仙台東道路の将来的な整備計画も含め、国道4号、国道45号、三陸縦貫自動車道といった高速・幹線道路へのアクセスにも優れていることから、県の東部・沿岸部、県南部・北部に開かれた交流拠点となることが期待できる位置にある。

なお、環境生活部における宮城県民会館の整備の在り方に係る検討においても、新しい宮城県民会館において想定される規模が建築可能であり、交通利便性も非常に優れていることなどから、現在利活用可能な県有地の中では、計画地が最も適しているとしている。

これらのことを踏まえ、県内外からの利用者が見込まれる宮城県民会館や県内各地からの利用が見込まれる宮城県民間非営利活動プラザ(みやぎNPOプラザ)の立地が適当であると判断した。また、①の効果等を踏まえ、宮城県美術館と集約・複合化する方向で更に検討を進めることとする。

### (3) 県の関連計画等

集約・複合化する施設に関連する県の計画等については次のとおりである。集約・複合化の検討に当たり、各施策の方向性を十分に考慮した。

#### ① 宮城県文化芸術振興ビジョン(第2期)(平成28年3月)

宮城県文化芸術振興ビジョン(以下「ビジョン」という。)は、心豊かな県民生活及び活力ある社会の実現を図るため、本県の文化芸術の振興に関する基本的な方針及び総合的に展開すべき施策の方向性を示すものである。

ビジョンにおける施策展開の基本方針の1つとして「あらゆる人が文化芸術を創造・発表・享受できる環境づくり」を掲げており、「文化施設間の連携」や「施設機能の充実及びバリアフリーに配慮した設備向上」等に取り組むこととしている。また、各種施策の推進に当たっては、「民間団体との連携、協働に努め、文化施設の運営への参加、協働企画の推進等、NPO法人等民間団体の有するノウハウを積極的に生かせる文化芸術振興の推進体制づくり」に努めることとしている。

#### ② 第2期宮城県教育振興基本計画(平成29年3月)

第2期宮城県教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき地方公共団体が作成する計画に位置付けられており、本県の教育振興に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、本県教育の目指すべき姿や取り組むべき施策の方向性等を示すものである。

本計画に掲げる「目標」を実現するための方向性の中には「生涯にわたる学習・文化芸術・スポーツ活動の推進」を掲げており、文化芸術活動を推進し、豊かな人間性や創造性を育み、生涯を通じて豊かな生活が送れるような環境づくりに取り組むとともに、文化芸術による地域づくりを目指すこととしている。

#### ③ 宮城県民間非営利活動促進基本計画(平成28年3月)

宮城県民間非営利活動促進基本計画は、「NPOと多様な主体の間に相互の信頼と協働をはぐくみ、社会の持続可能性を高める」ことを基本理念に、「NPO活動の促進」と「多様な主体とのパートナーシップの確立」を基本方針として民間非営利活動の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定された。

本計画では、「みやぎNPOプラザの機能の充実」を重点取組としており、みやぎNPOプラザを県内におけるNPO活動を促進する中核機能拠点として、情報収集・提供機能をはじめとする基盤整備機能や広域的促進機能などを充実させ、NPO主体の効果的かつ効率的な運営を推進することとしている。

#### ④ その他

宮城県地域防災計画において、災害時のボランティア活動について、「県は必要に応じて

一般ボランティア活動のための拠点を提供するなどし、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める」こととされており、宮城県広域防災拠点基本構想・計画（平成26年2月）において、仙台医療センター跡地については、「広域避難場所としての活用やボランティア、ライフライン復旧関連事業者の活動拠点等としての利用が考えられる」とされている。

#### （４） 敷地配置のイメージ

建築規制等を踏まえた施設配置の例及びイメージは図6、7のとおりである。建物が比較的高くなることを見込まれる宮城県民会館（東京エレクトロンホール宮城）については、日影規制等を考慮すると、敷地の南東側に配置され、敷地の西側に宮城県美術館が配置されることが想定される。

なお、宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）については、宮城県民会館（東京エレクトロンホール宮城）と宮城県美術館の共有部分に配置すると仮定している。

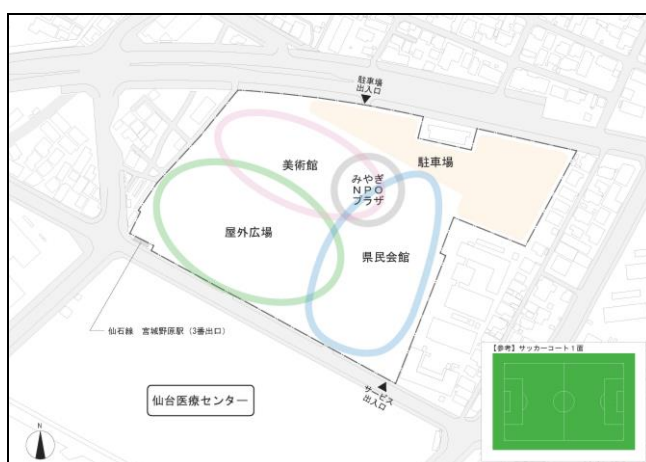


図6 施設配置例①※



図7 施設配置イメージ（施設配置例①において敷地の南から北を臨む）※

※ 具体的な施設の配置等については、今後、関係機関等との協議調整を行いながら、検討する必要がある。その際、ここで示す図が検討の前提となるものではない。

(5) 他地方公共団体等における類似事例

① 上田市交流文化芸術センター・上田市立美術館（サントミュージゼ）

J R上田駅にほど近い敷地に建つ劇場と美術館の複合建築であり、市民の芸術活動の拠点施設である。

所在地	長野県上田市天神三丁目15番15号		
交通アクセス	J R上田駅, しなの鉄道上田駅, 上田電鉄別所線上田駅から徒歩約7分		
設置者	上田市	開館年月	平成26年10月
管理運営方法	直営		
敷地面積	約45,469㎡		
建物規模	建築面積: 約12,309㎡ 延床面積: 約17,620㎡		
施設機能	上田市交流文化芸術センター	大ホール	1,530席(最大1,650人収容) 1階席: 1,002席 2階席: 274席(最大334人) 3階席: 254席(最大314人) 舞台: プロセニウム形式
		小ホール	320席(最大372人収容), 1階席: 288席, バルコニー席: 32席
		その他	大スタジオ, 中スタジオ, スタジオ4室, 多目的ルーム, 会議室, 和室, 楽屋
	上田市立美術館	企画展示室, 常設展示室, 市民アトリエ・ギャラリー, アトリエ, 子どもアトリエ	
その他	交流プロムナード, 芝生広場		

参考: サントミュージゼホームページ <https://www.santomyuze.com/facility/>

② 愛知芸術文化センター（愛知芸術文化センター栄施設）

多様な芸術文化活動を推進する一大拠点として整備された施設で、3つのホール等を有する愛知県芸術劇場の他に、美術館や文化情報センターで構成される全国最大級の複合文化施設である。

所在地	愛知県名古屋市東区東桜一丁目13番2号		
交通アクセス	名古屋市営地下鉄東山線栄駅, 名城線栄駅から徒歩3分		
設置者	愛知県	開館年月	平成4年10月
管理運営方法	愛知県芸術劇場: 指定管理((公財)愛知県文化振興事業団) 愛知県文化情報センター: 指定管理※(同上) 愛知県美術館: 直営		
敷地面積	約18,173㎡		
建物規模	建築面積: 約12,113㎡ 延床面積: 約109,062㎡		
施設機能	愛知県芸術劇場	大ホール	2,480席
		コンサートホール	1,800席
		小ホール	標準282席(最大330席)
		その他	大リハーサル室, 中リハーサル室
愛知県美術館	美術館展示室8室, ギャラリー10室		
愛知県文化情報センター	アートスペース, アートライブラリー, アートプラザ		

※ アートライブラリーは直営。

参考: 愛知芸術文化センターホームページ <https://www.aac.pref.aichi.jp/facility/index.html>

平成30年度事業概要 <https://www.aac.pref.aichi.jp/information/item/annualplan2018.pdf>



### ③ 島根県芸術文化センター（グラントワ）

美術館と芸術劇場が一体となった複合施設で、石見地域の芸術文化拠点として、美術や音楽、演劇などの分野が相互に協調し、誘発し合いながら、多様で質の高い芸術文化の鑑賞機会を提供している。

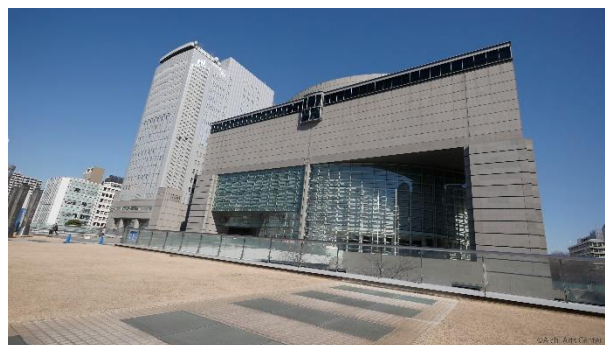
所在地	島根県益田市有明町5番15号		
交通アクセス	JR益田駅から徒歩15分		
設置者	島根県	開館年月	平成17年10月
管理運営方法	指定管理（(公財)しまね文化振興財団）		
敷地規模	約36,546㎡		
建物規模	建築面積：約14,068㎡ 延床面積：約19,252㎡		
施設機能	いわみ芸術劇場	大ホール	1,500席 1階席：997席 2階席：503席 舞台：プロセニウム形式
		小ホール	400席 舞台：プロセニウム形式
		その他	スタジオ、楽屋
	石見美術館	趣向の異なる大小4つの展示室、多目的ギャラリー	
その他	回廊、中庭広場		

参考：グラントワホームページ <http://www.grantoit.jp/about/>  
 島根県ホームページ指定管理の状況 [https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/shitei/sitei\\_kanri/](https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/shitei/sitei_kanri/)



▲①上田市交流文化芸術センター・上田市立美術館（サントミューゼ）外観写真

写真出典：サントミューゼホームページ  
[\(https://www.santomyuze.com/facility/about/\)](https://www.santomyuze.com/facility/about/)



▲②愛知芸術文化センター（愛知芸術文化センター栄施設）外観写真

写真出典：愛知芸術文化センターホームページ  
<https://www.aac.pref.aichi.jp/publicity/index.html>



▲③島根県芸術文化センター（グラントワ）外観写真（中庭広場）

写真出典：島根県芸術文化センター（グラントワ）提供

## (6) 今後検討・整理すべき事項

### ① 具体的な集約・複合化による施設整備に係る構想の検討

計画地一体として統一的なコンセプトのもとに、各施設がそれぞれの機能を十分に発揮し、さらに集約・複合化による相乗効果も生み出せるよう、広域防災拠点や宮城球場（楽天生命パーク宮城）をはじめとする計画地の周辺施設との連携も含めて、整備手法、設備、管理運営方法といった具体的な施設整備に係る構想を検討する。

宮城県民会館（東京エレクトロンホール宮城）については、令和元年度に策定した「宮城県民会館整備基本構想」の内容を十分に尊重する。また、宮城県美術館については、平成29年度に策定した「宮城県美術館リニューアル基本方針」の内容等を十分に尊重しつつ、集約・複合化する方向で更に検討を進めるが、いずれの施設においても、その特殊性に十分配慮するものとする。

なお、施設整備に当たり、可能な限り機能を共有化し、規模の適正化を図るとともに、イニシャルコストだけではなく、将来的な施設用途の変更や維持管理に係るコストも十分に考慮する。

### ② 民間活力の導入可能性の検討

①の検討と合わせ、民間の施設やサービスの導入が、整備エリア全体の魅力や価値の向上につながり、県民の利益に資することも考えられることから、PPP/PFI手法や指定管理者制度、定期借地権の設定といった様々な民間活力の導入可能性について、民間事業者の意見等も聞きながら、検討を進める。

なお、(4)の施設配置例①(図6)を基本に、例えば、県有施設として必要面積を確保した上で、民間施設等を併設することを想定した場合※の施設配置例は図8、9のとおりである。

※ 具体的な手法まで想定しているものではない。



図8 施設配置例②  
(民間活用エリアが敷地西側の場合)



図9 施設配置例③  
(民間活用エリアが敷地東側の場合)

### ③ 現施設の維持管理計画の検討

新たに施設整備をする場合、通常、事業構想の策定、基本設計、実施設計、建築工事の順に進行することから、新しい施設が完成するまでには、相当の年数（大規模な施設の場合、少なくとも7、8年程度）が見込まれる。このため、現施設については、施設整備に係る具体的なスケジュール等を十分踏まえながら、計画的かつ適切に維持管理していく必要がある。

なお、仙台医療センター跡地に集約・複合化施設を整備する場合の各工程に要する期間を例示すると下表のとおりである。

#### 【施設整備に係る主な工程と期間の例】

事業構想の策定（1～2年程度）
基本設計（2年程度）
実施設計（2年程度）
建築工事、竣工・移転（2～3年程度）

### ④ 移転後の施設・跡地等の利活用に係る検討の方向性

移転によって生じる宮城県民会館（東京エレクトロンホール宮城）の跡地については、定禅寺通エリアの活性化や魅力向上につながるような県としての利活用方策について、具体的な検討を行う。また、宮城県美術館については、文教地区であることを踏まえ、移転後の具体的な方策の検討を行う。

注）宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）が入居する榴ヶ岡分室庁舎（旧公文書館）の跡地の利活用に係る検討の方向性については、第4章2（4）を参照。

### ⑤ 関係者等との合意形成

施設整備に係る構想や移転後の施設・跡地等の利活用の検討については、仙台市をはじめ関係機関や関係団体等との協議調整を行うなど、今後具体的な進め方を含め検討していく。また、利用者・使用者・関係者等の意見を聞きながら、施設の整備・運用についての合意形成を図るよう取り組む。

## 2 現エスポールみやぎ（宮城県青年会館）敷地での集約等

現エスポールみやぎ（宮城県青年会館）敷地（仙台市宮城野区）に、「エスポールみやぎ（宮城県青年会館）」、「宮城県婦人会館」、「宮城県母子・父子福祉センター※」を集約・複合化し、類似した諸室機能の共有化による施設規模の適正化や施設同士の相乗効果等による施設機能の強化及び県民サービスの向上を図る。

概要は次のとおりである。

※ 宮城県母子・父子福祉センターについては、県庁周辺の県有の土地及び建物の利用状況や県庁周辺の外郭団体の建物の整備方針等についても注視しながら、県庁周辺への移転の可能性も並行して検討する。

### （1）計画地概要

エスポールみやぎ（宮城県青年会館）の敷地（以下「計画地」という。）は、宮城県のほぼ中央に位置し、宮城県庁まで約4kmの位置にあり、周辺には宮城県消防学校や仙台土木事務所、保健環境センター、宮城県障害者総合スポーツセンターなどの公用施設が多く立地するほか、主に低層を中心とした住宅地が広がっている。



沿道に生活用品や飲食関係の店舗が建ち並び市道台原南小泉線沿いに立地し、最寄りの公共交通であるJR東北本線東仙台駅からは徒歩20分ほどかかるが、仙台駅等からのバス路線がある。また、県道仙台松島線に近く、自動車の利便性は高い。

なお、仙台市の都市計画マスタープランにおいて、計画地は、市街地ゾーン（郊外区域）として、市民の暮らしを支える都市機能の維持・改善や生活に必要な地域交通の確保など、良好な生活環境の形成を図るゾーンとして位置付けられている。

#### 【現エスポールみやぎ（宮城県青年会館）敷地】

所在地	仙台市宮城野区幸町四丁目地内	
面積	約4,828㎡	
都市計画決定の内容	用途地域	第一種住居地域/第二種住居地域 (建ぺい率60%/容積率200%)
	高度地区	第三種高度地区

### （2）集約・複合化のねらい・効果等

#### ① 施設規模の適正化及び施設機能の強化

各施設に必要な諸室機能の整理をした上で、類似の諸室機能（会議室等）を可能な限り共有化し、施設規模の適正化を図ることで、稼働率の向上、施設管理の効率化が見込まれる。また、それぞれ対象が異なるものの、いずれも研修の実施や研修の場の提供が主な事業であり、機能面での親和性が高く、利用者間の交流や事業の連携など、これまでの取組の更なる発展が期待できる。

## ② 立地の選定

計画地については、隣接する県の消防学校や保健環境センター等の敷地を含めて一体として県が所有している土地の一部である。エスポールみやぎ(宮城県青年会館)については、周辺スポーツ施設等との位置関係や宿泊料金の設定などの面で現在の立地に利点がある。また、宮城県婦人会館及び宮城県母子・父子福祉センターについては、移転した場合でも、現在の立地から大きく離れずに事業を継続することが可能であるため、計画地での集約・複合化が適当であると判断した。

## (3) 県の関連計画等

集約・複合化する施設に関連する県の計画等については次のとおりである。集約・複合化の検討に当たり、各施策の方向性を十分に考慮した。

### ① 第2期宮城県教育振興基本計画(平成29年3月)

第2期宮城県教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき地方公共団体が作成する計画に位置付けられており、本県の教育振興に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、本県教育の目指すべき姿や取り組むべき施策の方向性等を示すものである。

本計画に掲げる「目標」を実現するための方向性の中には「豊かな人間性と社会性の育成」、「生涯にわたる学習・文化芸術・スポーツ活動の推進」を掲げており、青少年の健全育成を図るため、様々な交流や体験活動などを通じて豊かな人間性や社会性を育むことや、女性の教養向上を図るため、多様な学習活動への参画・学習成果の実践による地域づくりを目指す取り組みを進めている。

### ② 第IV期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画(令和2年3月)

「第IV期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画」は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、ひとり親家庭に対する支援の方向性等について取りまとめたものである。

本計画の基本目標として、「相談機能の充実」や「就業支援」の促進を図ることとしており、具体的な施策の1つとして、母子・父子福祉センター((公財)宮城県母子福祉連合会)における生活上の諸問題に関する相談事業や就業相談、就業支援講習会、職業紹介といった就職支援に係る事業を継続して実施することとしている。

## (4) 今後検討・整理すべき事項

### ① 具体的な集約・複合化による施設整備に係る構想の検討

県有施設については、改めて必要となる施設機能の整理を行った上で、現建物の所有者である(一財)宮城県青年会館と具体的な整備手法や事業スケジュール等について協議、調整を行う。

なお、施設整備に当たっては、可能な限り機能を共有化し、規模の適正化を図るとともに、イニシャルコストだけでなく、将来的な施設用途の変更や維持管理に係るコストも十分に考慮する。

② 現施設の維持管理計画の検討

施設整備に係る具体的なスケジュール等を踏まえ、現施設の今後の維持管理計画を検討する。

③ 跡地等の利活用に係る検討の方向性

宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）、宮城県婦人会館、文化財課分室（個別に移転を検討）の移転によって生じる榴ヶ岡分室庁舎（旧公文書館）の跡地については、他の県有施設の老朽化の状況等を注視しながら、仙台市のまちづくりや周辺環境等を踏まえ、今後県による利活用をはじめ具体的な方策の検討を行う。

宮城県母子・父子福祉センターの跡地については、周囲に県関係施設が多く立地していることを踏まえ、今後、県による利活用をはじめ具体的な検討を行う。

## 第5章 今後の展開

---

今回の県有施設再編等の在り方検討に当たっては、10施設を抽出して議論を積み重ねてきた。

検討対象となった施設については、基本方針に掲げられた内容に沿って、今後とも関係機関や団体、県民の皆様のご意見を伺いながら、更に具体化に向けた検討を進めていく。

また、今回の検討対象とならなかった施設の老朽化への対応や、宮城球場（昭和25年築）のような大型の施設等の老朽化への対応も依然として課題となる。

引き続き、「宮城県公共施設等総合管理方針」に則り、本方針を参考としながら、県有施設等の総合的かつ計画的な管理に向けた不断の努力を継続していく。

## 参考資料

### 1 県有施設再編等の在り方検討懇話会

#### 【懇話会構成員】

分野	氏名	所属・役職
財務・会計	赤石雅英	公認会計士・税理士
観光・集客	稲葉雅子	株式会社ゆいネット／株式会社たびむすび 代表取締役
福祉	加藤睦男	宮城県社会福祉協議会 副会長兼専務理事
文化振興	志賀野桂一	白河文化交流館コミネス 館長兼プロデューサー 東北文化学園大学 特任教授
都市計画・まちづくり	舟引敏明	宮城大学事業構想学群 教授
行政評価	堀切川一男	東北大学大学院工学研究科 教授

(五十音順・敬称略)

#### 【開催実績】

回数	開催日 開場 所	議 事	備 考
第1回	令和元年5月20日 宮城県行政庁舎 第一会議室	1 県有施設再編等の在り方について 2 講 話 東洋大学経済学研究科（公民連携専攻） 客員教授 南学氏 3 意見交換	
第2回	令和元年7月16日 宮城県行政庁舎 庁議室	1 会議の公開・非公開について 2 検討対象施設の現状と課題について 3 意見交換	2・3 非公開
第3回	令和元年8月19日 宮城県行政庁舎 庁議室	1 会議の公開・非公開について 2 検討対象施設の再編整備の方向性について 3 意見交換	2・3 非公開
第4回	令和元年11月18日 宮城県行政庁舎 第一会議室	1 検討対象施設の再編方針について 2 意見交換	
第5回	令和元年12月12日 宮城県行政庁舎 庁議室	1 県有施設等の再編に関する基本方針 （中間案）について 2 意見交換	
第6回	令和2年2月20日 宮城県行政庁舎 第一会議室	1 県有施設等の再編に関する基本方針 （最終案）について 2 意見交換	



## 【開催要綱】

### 県有施設再編等の在り方検討懇話会開催要綱

#### (目的)

第1 震災復興計画の終了後を見据え、老朽化が進む県関係施設の再編整備や公有地の効果的な活用方策について、所管部局を横断した総合的な検討を行うにあたり、広く有識者からの意見聴取を行うため、県有施設再編等の在り方検討懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

#### (所掌事務)

第2 懇話会は次の事項について、意見聴取を行うものとする。

- (1) 老朽化した県関係施設の再編・移転等の整備方針に関すること。
- (2) 公有地の効果的な活用方策及び再編・移転等に伴う跡地の利活用に関すること。
- (3) 県有施設再編の基本方針の策定に関すること。
- (4) その他県関係施設の再編等の在り方に係る必要な事項に関すること。

#### (構成)

第3 懇話会は、別表に掲げる分野から知事が別に定める者（以下「構成員」という。）の出席によって開催する。

#### (座長)

第4 懇話会に座長1名を置く。

- 2 座長は会議の進行を行う。

#### (会議)

第5 懇話会は知事が招集する。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、懇話会に構成員以外の者を出席させることができる。

#### (庶務)

第6 懇話会の庶務は、宮城県震災復興・企画部震災復興政策課において処理する。

#### (その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月7日から施行する。
- 2 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

#### 附 則

この要綱は、令和元年12月6日から施行する。

#### 別表（第3関係）

分 野	構成員数	摘 要
都市計画・まちづくり	1名	
行政評価	1名	
観光・集客	1名	
文化振興	1名	
福祉	1名	
財務・会計	1名	

## 2 利活用可能な県有地

利活用可能な県有地として、「現在、遊休となっている土地（更地等）」、「今後、用途廃止等が予定されている土地」、「検討対象とした施設が移転等をした場合の跡地」などが考えられ、これらの中から、優先的に立地を選定することとした。

### （１） 現在、遊休の土地（更地等）となっており、利活用が可能な主な県有地

#### ① 旧裏圃場跡地

所在地	仙台市宮城野区安養寺三丁目地内	
面積	約 61,830 m <sup>2</sup>	
交通アクセス	公共交通	J R 東北本線「東仙台駅」から徒歩約 25 分 J R「仙台駅」等からバスでのアクセスが可能
	自動車	市道台原南小泉線や市道東仙台幸町線から近距離にある。また、敷地が最長で接する道路（台原南小泉線）は、片側 2 車線の広幅員道路であるが、敷地と道路には高低差があり現在は法面となっている。
用途地域	第二種中高層住居専用地域（建ぺい率 60% / 容積率 200%）	
その他建築に係る主な規制	【景観計画】 郊外住宅地ゾーン 【宅地造成等規制法】 宅地造成工事規制区域 【文化財保護法】 埋蔵文化財包蔵地	
周辺環境	周辺に特別緑地保全地区や保存緑地が点在しているほか、道路を挟んで南側に風致地区の規制がかかる住宅地や緑地がある。北側は住宅地が広がっており、高校や支援学校も立地している。	

#### ② 旧運転免許試験場市名坂庁舎跡地

所在地	仙台市泉区市名坂明神地内	
面積	約 29,505 m <sup>2</sup>	
交通アクセス	公共交通	仙台市営地下鉄南北線「八乙女駅」から徒歩約 15 分 J R「仙台駅」や仙台市営地下鉄南北線「泉中央駅」からのバスでのアクセスが可能
	自動車	国道 4 号や県道 35 号と近距離にある。ただし、最寄の幹線道路である県道 35 号から敷地までの道路は、幅員が狭い。
用途地域	第二種住居地域（建ぺい率 60% / 容積率 200%）	
その他建築に係る主な規制	【景観計画】 郊外住宅地ゾーン 【宅地造成等規制法】 宅地造成工事規制区域	
周辺環境	狭幅員の市道が通る戸建て・中高層の住宅地に囲まれている。北側は小学校・保育園に隣接している。東側には生活用品や飲食関係の店舗、アイスリンク仙台等が立地している。	

③ 旧宮城県立白石高等技術専門学校跡地

所在地	白石市緑が丘地内	
面積	約13,460㎡	
交通アクセス	公共交通	J R 東北本線「白石駅」から徒歩約25分
	自動車	国道113号と近距離にある。ただし、国道113号から敷地までの道路は住宅地の中を通る生活道路となっている。
用途地域	第一種中高層住居専用地域（建ぺい率60%/容積率200%）	
その他建築に係る主な規制	【文化財保護法】埋蔵文化財包蔵地（発掘調査済み）	
周辺環境	新興住宅エリアに隣接しており、周囲は戸建て住宅地や緑地が広がっている。地下には、東北新幹線のトンネルが通っている。	

④ 旧栗原農業高等学校跡地

所在地	栗原市若柳字川南上堤地内	
面積	約20,470㎡	
交通アクセス	公共交通	J R 東北本線「石越駅」から車で約15分
	自動車	国道398号と近距離にある。ただし、国道398号から敷地までの道路は、幅員があまり広くない上に行き止まりとなっている。
用途地域	第一種中高層住居専用地域（建ぺい率60%/容積率200%）	
その他建築に係る主な規制	—	
周辺環境	北側が迫川、西側が新山浄水場に隣接しており、周囲は戸建て住宅や農地が広がっている。	

⑤ 旧農業・園芸総合研究所（蚕業部）跡地

所在地	亶理郡亶理町字館南地内	
面積	約14,310㎡	
交通アクセス	公共交通	J R 常磐線「亶理駅」から徒歩約15分
	自動車	北側に県道10号、西側に国道6号が通っている。ただし、幹線道路から敷地までの道路は、住宅地の中を通る生活道路となっている。
用途地域	第二種住居地域（建ぺい率60%/容積率200%）	
その他建築に係る主な規制	【文化財保護法】埋蔵文化財包蔵地	
周辺環境	北側が亶理神社、西側が亶理高等学校に隣接しており、周囲は戸建て住宅や農地が広がっている。東側に道路を挟んで生活用品等の店舗が立地している。また、県道10号を隔てて亶理駅西口周辺の商業ゾーンと隣接している。	

(2) 用途廃止等が予定されており、今後利活用が可能となる見込みの主な県有地

① 現暫定オフサイトセンター（旧消防学校跡地）

所在地	仙台市宮城野区安養寺3丁目地内	
面積	約37,659㎡	
交通アクセス	公共交通	JR東北本線「東仙台駅」から徒歩約25分 JR「仙台駅」等からバスでのアクセスが可能
	自動車	台原南小泉線や東仙台幸町線から近距離にある。敷地が最長で接する道路（鶴ヶ谷18号線）は、戸建て住宅地に面する狭幅員の生活道路である。
用途地域	第二種中高層住居専用地域（建ぺい率60%/容積率200%）	
その他建築に係る主な規制	【景観計画】郊外住宅地ゾーン 【宅地造成等規制法】宅地造成工事規制区域 【文化財保護法】埋蔵文化財包蔵地	
周辺環境	周辺に特別緑地保全地区や保存緑地があるほか、風致地区の規制がかかる住宅地や緑地に近接している。周囲には戸建て住宅地が広がり、高校、小学校が隣接している。	

② 仙台医療センター跡地

所在地	仙台市宮城野区宮城野二丁目地内	
面積	約54,530㎡	
交通アクセス	公共交通	JR仙石線「宮城野原駅」が敷地と直結している。
	自動車	国道45号に近接する他、市道元寺小路福室線に接している。
用途地域	近隣商業地域（建ぺい率80%/300%）、大規模集客施設制限地区	
その他建築に係る主な規制	【駐車場附置義務条例】近隣商業地域等 【景観計画】沿線市街地ゾーン	
周辺環境	戸建て・中高層マンションの住宅のほか、学校に隣接している。南側に道路を挟んで仙台医療センターの新病棟に隣接している。宮城野原公園総合運動場に近接しており、南東側に県の広域防災拠点を整備する計画がある。敷地の西側が「長町-利府線断層帯」に近接している。	

③ 旧宮城県米谷工業高等学校跡地

所在地	登米市東和町米谷字古館地内	
面積	約55,598㎡	
交通アクセス	公共交通	JR気仙沼線「柳津駅」から車で約20分
	自動車	県道202号や三陸自動車道「登米東和IC」に近接している。
用途地域	用途地域指定なし（建ぺい率70%/容積率200%）	
その他建築に係る主な規制	【宮城県屋外広告物規制】第2種許可地域	
周辺環境	北上川沿いの戸建て住宅地が広がる米谷地区に近接し、山間地に位置する。	

(3) 検討対象とした施設が移転等した場合の跡地（現施設の敷地）

① 本町第3分庁舎敷地

所在地	仙台市青葉区本町三丁目地内	
面積	約1,222㎡	
交通アクセス	公共交通	仙台市営地下鉄南北線の「勾当台公園駅」から徒歩約5分
	自動車	国道45号沿いに立地している。
用途地域	商業地域（建ぺい率80%/容積率500%）	
その他建築に係る主な規制	【駐車場附置義務条例】駐車場整備地区等 【景観計画】商業業務地ゾーン	
周辺環境	仙台市の中心部の国の合同庁舎や県庁等の行政機関が集まるエリアの一角に位置し、周辺にはオフィスや住宅等の中高層建築が建ち並んでいる。近隣には、南側（錦町公園）や西側（勾当台公園）等に都市公園が立地し、中心部でありながら緑地にも恵まれている。	

② 宮城県民会館（東京エレクトロンホール宮城）敷地

所在地	仙台市青葉区国分町三丁目地内	
面積	約3,627㎡	
交通アクセス	公共交通	仙台市営地下鉄南北線「勾当台公園駅」から徒歩約5分
	自動車	国道45号に近接している。
用途地域	商業地域（建ぺい率80%/容積率500%） 「定禅寺通地区計画」の区域内であり、現行用途地域の制限に加え、建物用途、敷地面積、壁面後退、建物の高さに関する制限がある。	
その他建築に係る主な規制	【駐車場附置義務条例】駐車場整備地区等 【景観計画】商業業務地ゾーン、景観重点区域（都心ビジネスゾーンD-3地区） 【広瀬川の清流を守る条例】水質保全区域	
周辺環境	仙台市の中心部に位置し、周辺にはオフィスや飲食店、住宅等の中高層建築が建ち並んでいる。東側に都市公園（勾当台公園）が立地する他、敷地が面する定禅寺通の中央分離帯の遊歩道にはケヤキ並木が植栽されており、中心部でありながら緑地にも恵まれている。	

③ 榴ヶ岡分室庁舎（旧公文書館）敷地

所在地	仙台市宮城野区榴ヶ岡地内	
面積	約4,942㎡	
交通アクセス	公共交通	J R仙石線の「榴ヶ岡駅」から徒歩約10分
	自動車	市道元寺小路福室線沿いに立地しているほか、国道45号に近接している。
用途地域	商業地域（建ぺい率80%/容積率400%）	
その他建築に係る主な規制	【駐車場附置義務条例】駐車場整備地区等（市長が定める商業地域） 【景観計画】商業業務地ゾーン，景観重点区域（都心ビジネスゾーンD-3地区） 【文化財保護法】埋蔵文化財包蔵地	
周辺環境	南側には国道45号を挟んで都市公園の榴岡公園，東側には国の合同庁舎が立地しているほか，周辺には中高層のマンションや戸建て住宅地が広がっている。	

④ エスポールみやぎ（宮城県青年会館）敷地

所在地	仙台市宮城野区幸町四丁目地内	
面積	約4,827㎡	
交通アクセス	公共交通	最寄りの鉄道駅J R東北本線「東仙台駅」から徒歩約20分。J R「仙台駅」等からバスでのアクセスが可能。
	自動車	市道台原南小泉線沿いに立地しており，県道仙台松島線が近接している。
用途地域	第一種住居地域（建ぺい率60%/容積率200%），一部第二種住居地域	
その他建築に係る主な規制	【駐車場附置義務条例】近隣商業地域等（周辺地区） 【景観計画】郊外住宅地ゾーン	
周辺環境	東側は市道台原南小泉線を挟んで生活用品や飲食関係の店舗が建ち並んでいるほか，周囲は公共施設（保健環境センター・消防学校等）に囲まれている。	

⑤ 宮城県母子・父子福祉センター敷地

所在地	仙台市宮城野区安養寺三丁目地内	
面積	約1,865㎡	
交通アクセス	公共交通	最寄りの鉄道駅であるJ R東北本線「東仙台駅」から徒歩約25分。J R「仙台駅」等からバスでのアクセスが可能。
	自動車	市道台原南小泉線や市道東仙台幸町線から近距離にある。敷地が最長で接する市道は，戸建て住宅地に面する狭幅員の生活道路である。
用途地域	第二種中高層住居専用地域（建ぺい率60%/容積率200%）	
その他建築に係る主な規制	【景観計画】郊外住宅地ゾーン 【宅地造成等規制法】宅地造成工事規制区域 【文化財保護法】埋蔵文化財包蔵地	
周辺環境	周辺に特別緑地保全地区や保存緑地があるほか，風致地区の規制がかかる住宅地や緑地に近接している。周囲には戸建て住宅地が広がっており，高校，小学校も立地している。	

⑥ 宮城県第二総合運動場敷地

所在地	仙台市太白区根岸町地内	
面積	約13,752㎡	
交通アクセス	公共交通	仙台市営地下鉄南北線の「長町一丁目駅」から徒歩約7分
	自動車	県道273号沿いに立地している他、敷地西側には、国道286号が通っている。
用途地域	第二種住居地域（建ぺい率60%/容積率200%）	
その他建築に係る主な規制	【景観計画】沿線市街地ゾーン 【広瀬川の清流を守る条例】水質保全区域	
周辺環境	敷地東側は、県道273号を挟んで広瀬川に面している。周囲は戸建て住宅地や高校に隣接している。	

⑦ 宮城県美術館敷地

所在地	仙台市青葉区川内元支倉地内	
面積	約34,517㎡	
交通アクセス	公共交通	仙台市営地下鉄東西線の「国際センター駅」から徒歩約7分
	自動車	国道48号（仙台西道路）と近接している。
用途地域	第二種住居地域（建ぺい率60%/容積率200%）	
その他建築に係る主な規制	【景観計画】沿線市街地ゾーン、景観重点区域（広瀬川周辺ゾーンA-1地区） 【広瀬川の清流を守る条例】水質保全区域・第一種環境保全区域	
周辺環境	文教地区に位置しており、近隣には、高校や国際センター、東北大学等が立地している。北側は、広瀬川に面している。東側と南側に接する道路はいずれも都市計画道路であり、拡幅計画がある。敷地の地下には、仙台西道路のトンネルが通っており、地上権設定がされている。	

⑧ 多賀城分庁舎敷地

所在地	多賀城市鶴ヶ谷一丁目地内	
面積	約6,468㎡	
交通アクセス	公共交通	JR仙石線「多賀城駅」から徒歩約20分
	自動車	国道45号線沿いに立地している。
用途地域	第一種中高層住居専用地域（建ぺい率60%/容積率200%）、一部近隣商業地域（道路端から30m）（建ぺい率80%/容積率300%）	
その他建築に係る主な規制	—	
周辺環境	敷地が接する国道45号沿いには、生活用品や飲食関係の店舗が建ち並んでいる。沿道から内側に入ると戸建て住宅地が広がっている。東側に多賀城公園が立地しているほか、北側には小学校、中学校が立地している。	

注)「その他建築に係る主な規制」は、全ての規制を網羅したものではない。

県有施設等の再編に関する基本方針 令和2年3月

---

編集・発行

宮城県震災復興・企画部震災復興政策課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL 022-211-2478 FAX 022-211-2493

E-mail [seisaku@pref.miyagi.lg.jp](mailto:seisaku@pref.miyagi.lg.jp)

URL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/seisaku/>

---